

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン トウキョウイカダイガク 学校法人 東京医科大学								
フリガナ大学の名称	トウキョウイカダイガク 東京医科大学 (Tokyo Medical University)								
大学本部の位置	東京都新宿区新宿6丁目1番1号								
大学の目的	教育基本法及び学校教育法に基づき、建学の精神である自主自学と校是である正義・友愛・奉仕に則り、医学及び看護学の理論と応用を教授研究することを目的とする。								
新設学部等の目的	新潟県と本学において、地域の医師確保等に関する計画及び都道府県計画等に沿い「新潟県地域枠（臨時枠）2名」を共同で設定する。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	医学部医学科の今回の2名の入学定員の増員は、令和4年度のみ臨時定員増である。また、医学部医学科の令和3年度における収容定員は718人である。
	医学部 (Faculty of Medicine)	年	人	年次人	人		年月 第年次	東京都新宿区 新宿6-1-1	
	医学科 (School of Medicine)	6	121 (119)	0	720 (718)	学士(医学)	令和4年4月 第1年次		
	看護学科 (School of Nursing)	4	80	0	320	学士(看護学)	平成25年4月	同上	
	計		201 (199)		1,040 (1,038)				
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	—	講義	演習	実験・実習	計	— 単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設	医学科	120 (120)	90 (90)	154 (154)	440 (440)	804 (804)	36 (36)	563 (563)
			()	()	()	()	()	()	()
		計	120 (120)	90 (90)	154 (154)	440 (440)	804 (804)	36 (36)	563 (563)
	既設	看護学科	8 (8)	7 (7)	6 (6)	11 (11)	32 (32)	()	28 (28)
			()	()	()	()	()	()	()
計		8 (8)	7 (7)	6 (6)	11 (11)	32 (32)	()	28 (28)	
合計		128 (128)	97 (97)	160 (160)	451 (451)	836 (836)	36 (36)	591 (591)	
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		354人 (354)		369人 (369)		723人 (723)		
	技術職員		2,929 (2,929)		188 (188)		3,117 (3,117)		
	図書館専門職員		12 (12)		2 (2)		14 (14)		
	その他の職員		63 (63)		144 (144)		207 (207)		
	計		3,358 (3,358)		703 (703)		4,061 (4,061)		

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	17,229 m ²	— m ²	— m ²	17,229 m ²				
	運 動 場 用 地	2,891 m ²	— m ²	— m ²	2,891 m ²				
	小 計	20,120 m ²	— m ²	— m ²	20,120 m ²				
	そ の 他	197,743 m ²	— m ²	— m ²	197,743 m ²				
合 計	217,863 m ²	— m ²	— m ²	217,863 m ²					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
		77,964 m ² () m ²	— m ² () m ²	— m ² () m ²	77,964 m ² () m ²				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	18 室	25 室	12 室	— 室 (補助職員 人)	— 室 (補助職員 人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数					
		—		— 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	大学全体	274,793 [101,343] ([])	8,004 [2,674] ([])	6,144 [4,704] ([])	1,625 ()	22,878 ()	45 ()		
	計	274,793 [101,343] ([])	8,004 [2,674] ([])	6,144 [4,704] ([])	1,625 ()	22,878 ()	45 ()		
図 書 館		面積	閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数					
		1,954 m ²	251	246,650					
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要			大学全体			
		756 m ²	該当なし						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	教員1人当り研究費等		971 千円	971 千円	240 千円	240 千円	240 千円	240 千円	
	共同研究費等		28,000 千円	28,000 千円					
	図 書 購 入 費		32,087 千円	32,087 千円	32,087 千円	32,087 千円	32,087 千円	32,087 千円	
	設 備 購 入 費		34,746 千円	34,746 千円	34,746 千円	34,746 千円	34,746 千円	34,746 千円	
学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	7,578 千円	4,451 千円	4,451 千円	4,451 千円	4,451 千円	4,451 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常経費補助金, 雑収入 等							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	東京医科大学							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地
	医学部	年	人	年次	人		倍		東京都新宿区新宿6 丁目1番1号
	医学科	6	119	—	1,038	学士(医学)	1.06	昭和27年	
	看護学科	4	80	—	320	学士(看護学)	1.03	平成25年	
大学院医学研究科(修士)	2	10	—	20	修士(医科学)	1.14	平成25年		
大学院医学研究科(博士)	4	68	—	272	博士(医学)	0.55	昭和32年		
附 属 施 設 の 概 要	名 称	東京医科大学病院 診療及び臨床実習			名 称	東京医科大学茨城医療センター 診療及び臨床実習			
	所 在 地	東京都新宿区西新宿6-7-1			所 在 地	茨城県稲敷郡阿見町中央3-20-1			
	設 置 年 月	昭和6年5月			設 置 年 月	昭和24年9月			
	規 模 等	土地 22,309m ² 建物 98,099m ² 病床数 904床			規 模 等	土地 95,579m ² 建物 62,008m ² 病床数 501床			
	名 称	東京医科大学八王子医療セン 診療及び臨床実習			名 称	東京医科大学医学総合研究所 医学研究			
	所 在 地	東京都八王子市館町1163			所 在 地	東京都新宿区新宿6-1-1			
	設 置 年 月	昭和55年4月			設 置 年 月	昭和22年1月			
	規 模 等	土地 95,249m ² 建物 51,736m ² 病床数610床			規 模 等	土地 15,833m ² 建物 1,169m ²			

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校に於ける学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人東京医科大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和3年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
東京医科大学				東京医科大学				
医学部	199	—	1038	<u>医学部</u>	<u>201</u>	—	<u>1,039</u>	
医学科	119	—	718	<u>医学科</u>	<u>121</u>	—	<u>719</u>	
看護学科	80	—	320	看護学科	80	—	320	
計			1,038	計	<u>201</u>		<u>1,039</u>	定員の変更 (+1)
東京医科大学大学院				東京医科大学大学院				
医学研究科				医学研究科				
修士課程	10	—	20	修士課程	10	—	20	
博士課程	68	—	272	博士課程	68	—	272	
計	78		292	計	78		292	

都道府県内における位置関係の図面



東京医科大学（新宿御苑前から 0.5km）

■所在地



住所 〒160-0034 東京都新宿区新宿 6-1-1

TEL 03-3351-6141 (代表)

■交通案内

JR、小田急線、京王線：「新宿駅」 徒歩約 20 分

西武新宿線：「西武新宿駅」 徒歩約 20 分

東京メトロ丸ノ内線：「新宿御苑前駅」 徒歩約 7 分

都営新宿線：「新宿三丁目駅」 徒歩約 10 分

東京メトロ副都心線：「新宿三丁目駅」 徒歩約 15 分

都営大江戸線：「東新宿駅」 徒歩約 10 分

東京医科大学病院 (西新宿駅から徒歩 0.1km)

所在地



住所 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-7-1

TEL 03-3342-6111 (代表)

交通案内

東京医科大学病院
(新病院棟 2019年7月開院)

- 東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅下車 (東京医大病院前)**
出口 E5 エスカレーターをのぼると正面玄関前に出ます (地下道)
出口 2 改札を出て右側 (エレベーターがあります)
- 5分** ... 新宿駅からタクシー
- 7分** ... 都営大江戸線 都庁前駅から徒歩 (地下道)
- 10分** ... 新宿駅 西口から徒歩
- 14分** ... 西武新宿駅から徒歩
- 3分** 新宿駅 西口からバス

都営バス 「東京医大病院前」下車
 ⑧番のりば「王子駅行」 ⑨番のりば「新代田駅行」 ⑩番のりば「杉並車庫行」
西武バス 「東京医大病院前」下車
 ⑦番のりば「西武百貨店前行」
京王バス 「新宿住友ビル」下車
 ⑯番のりば「渋谷駅行」 ⑰番のりば「永福駅行」「佼成会聖堂前行」「佼成病院行」

東京医科大学茨城医療センター（荒川沖駅から 6.7km）

■所在地



〒300-0395 茨城県稲敷郡阿見町中央 3-20-1

TEL 029-887-1161(代)

■交通案内

土浦駅

- 関東鉄道バス約 15 分
- 阿見中央公民館行
- 東京医大前 下車徒歩1分

荒川沖駅

- 関東鉄道バス約 15 分
- 県立医療大学行(1 時間間隔)
- 東京医大前 下車徒歩 1 分

東京医科大学八王子医療センター (高尾駅から 2km)

所在地



住所 〒193-0998 東京都八王子市館町 1163 番地 電話 042-665-5611 (代表)

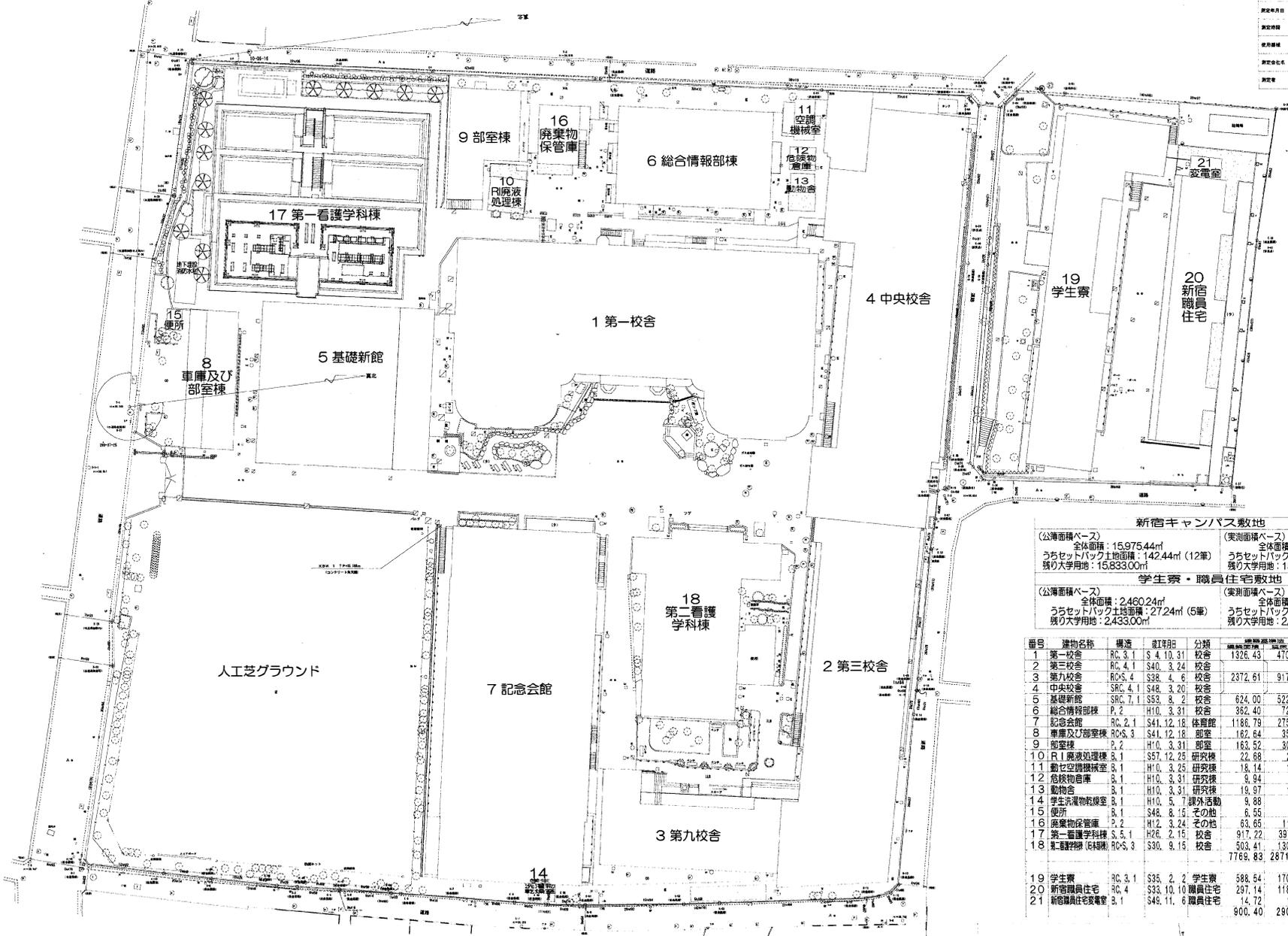
交通案内

-  羽田空港から約90分 (JR・バス利用)
-  JR新宿駅／京王線新宿駅から約60分 (高尾駅よりバス利用)
-  JR大月駅から約50分 (高尾駅よりバス利用)
-  JR高尾駅／京王線高尾駅・南口3番乗り場から約7分 (医療センター経由館ヶ丘団地行き または医療センター行き)
-  JR高尾駅／京王線高尾駅・南口ロータリーから約5分
-  JR横浜線八王子みなみ野駅・西口ロータリーから約20分 無料シャトルバス運行中



東京医科大学
八王子医療センター

太陽真北測定記録	
測定年月日	平成21年 4月15日
測定時間	10時45分～10時57分
使用器械	トランシット・傾斜
測定者	岡部光雄



新館キャンパス敷地	
(公簿面積ベース)	(実測面積ベース)
全体面積: 15,975.44㎡	全体面積: 15,984.56㎡
うちセットバック土地面積: 142.44㎡ (12筆)	うちセットバック土地面積: 145.52㎡
残り大学用地: 15,833.00㎡	残り大学用地: 15,839.04㎡

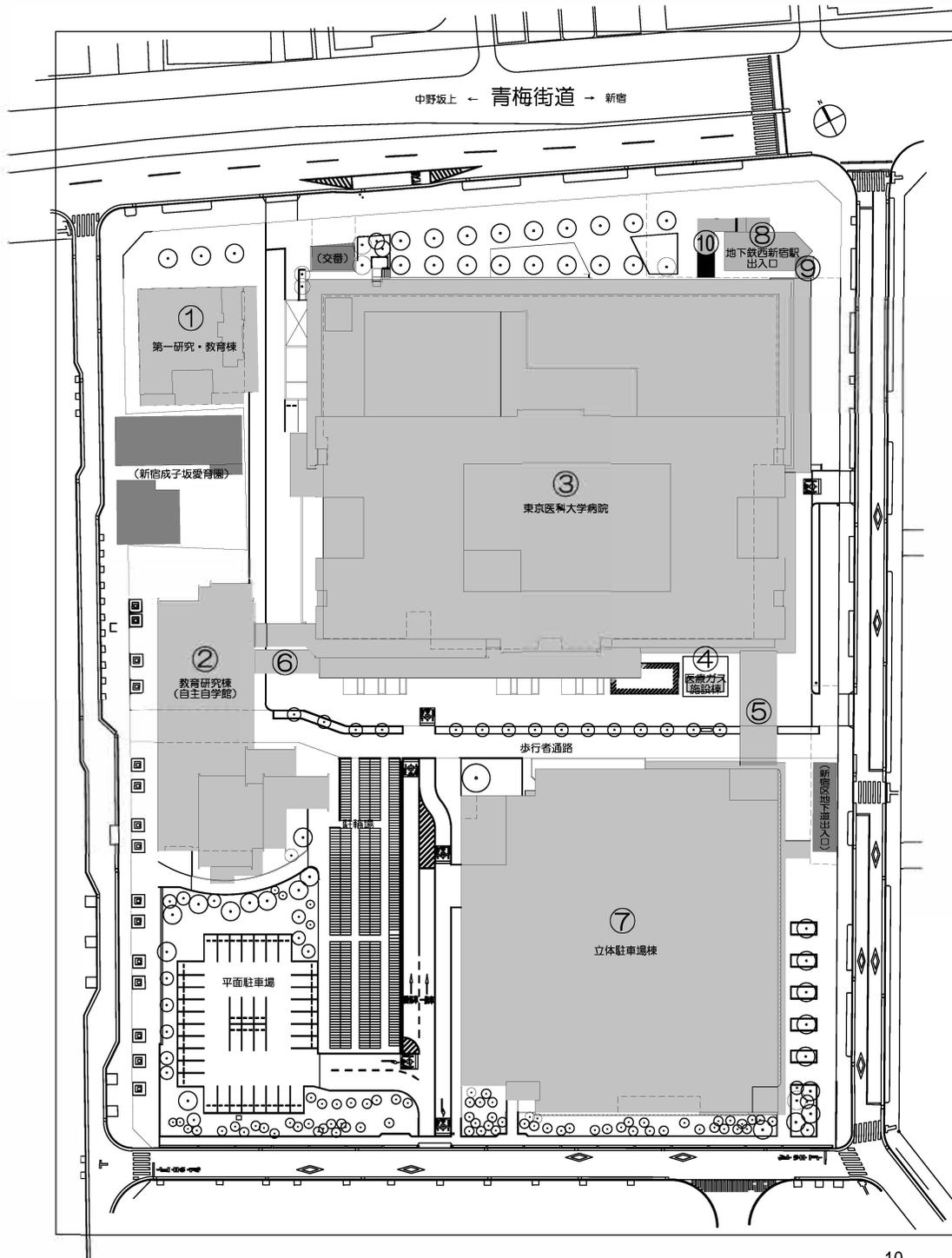
学生寮・職員住宅敷地	
(公簿面積ベース)	(実測面積ベース)
全体面積: 2,460.24㎡	全体面積: 2,462.22㎡
うちセットバック土地面積: 27.24㎡ (5筆)	うちセットバック土地面積: 28.12㎡
残り大学用地: 2,433.00㎡	残り大学用地: 2,434.10㎡

番号	建物名称	構造	竣工年	分類	延床面積	床面積	敷地面積	容積率
1	第一校舎	RC, 3, 1	S 4. 10. 31	校舎	1326. 43	4700. 87	412-1-9	4736. 93
2	第三校舎	RC, 4, 1	S40. 3. 24	校舎	362. 40	720. 00	412-1-2	3640. 40
3	第九校舎	RC, 4, 1	S38. 4. 6	校舎	2372. 61	9173. 99	412-1-1	981. 98
4	中央校舎	SRC, 4, 1	S48. 3. 20	校舎	624. 00	5220. 73	412-1-7	4209. 08
5	基礎新館	P, 2	H10. 3. 31	校舎	362. 40	720. 00	412-1-2	720. 00
6	総合情報部棟	RC, 2, 1	S41. 12. 18	校舎	1186. 79	2750. 65	412-1-4	2750. 65
7	記念会館	RC, 2, 1	S41. 12. 18	校舎	182. 64	352. 80	412-1-5	352. 80
8	車庫及び部室棟	RC, 3, 3	S41. 12. 18	部室	183. 82	305. 50	416-1	305. 50
9	部室棟	P, 2	H10. 3. 31	部室	22. 88	22. 88	416-1-3	22. 88
10	R1廃液処理棟	B, 1	S57. 12. 25	研究棟	16. 14	18. 14	412-2-3	18. 14
11	動物舎	B, 1	H10. 3. 31	研究棟	9. 94	9. 94	412-2-2	9. 94
12	危険物倉庫	B, 1	H10. 3. 31	研究棟	19. 97	19. 97	412-2-1	10. 19
13	動物舎	B, 1	H10. 3. 31	研究棟	9. 88	9. 88	412-2-2	9. 88
14	学生洗濯物乾燥室	B, 1	H10. 5. 7	課外活動	6. 55	6. 55	412-1-5B1	6. 55
15	便所	B, 1	S48. 8. 15	その他	83. 65	117. 64	417-1	115. 70
16	廃棄物保管庫	P, 2	H12. 3. 24	その他	917. 22	3977. 41	412-1-11	3896. 18
17	第一看護学科棟	S, 5, 1	H26. 2. 15	校舎	503. 41	1308. 74	412-1-3	1301. 61
18	第二看護学科棟 (仮称)	RC, 3, 3	S30. 9. 15	校舎	7769. 83	28715. 50		27486. 76
19	学生寮	RC, 3, 1	S35. 2. 2	学生寮	588. 54	1708. 74	410-2	1708. 70
20	新館職員住宅	RC, 4	S33. 10. 10	職員住宅	297. 14	1181. 13	410	1181. 11
21	新館職員住宅変電室	B, 1	S45. 11. 6	職員住宅	14. 72	14. 72	416-1	14. 72
					900. 40	2904. 59		2904. 53

東京医科大学
新宿キャンパス構内配置図

2014 (H26) 05.01

財務部会計施設係



東京医科大学病院建物配置図

2021年4月1日現在

指定区域等：商業地域・防火地域・高度利用地区・地区計画区域

建ぺい率 70% 容積率 950%

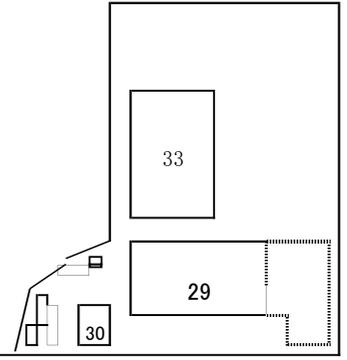
西新宿キャンパス内保有施設

番号	建物名称	構造	竣工年月日	分類	建築基準法		不動産登記法	
					建築面積㎡	延床面積㎡	家屋番号	登記面積㎡
①	第一研究・教育棟	SRC/地下1階/地上7階	1981.3.31	研究棟	439.46	3,375.01	63-3-1	3,296.32
②	教育研究棟(自主自学館)	S/地上16階	2013.7.31	研究棟	1,123.92	16,487.72	55-1-2	16,192.04
③	東京医科大学病院	S/地下2階/地上20階	2019.3.15	病院棟	6,733.56	98,567.11	60-4-2	98,079.81
④	医療ガス施設棟	S/地上1階	2019.3.15	付属棟	19.14	19.14	60-4-2附1	19.14
⑤	渡廊下上屋-1	S	2019.3.15	庇	129.00	-	-	-
⑥	渡廊下上屋-2	S	2021.3.25	庇	59.85	-	-	-
⑦	立体駐車場棟	S/地上3階	2021.3.25	駐車場	3,790.88	10,765.80	55-1-3	10,632.08
				③⑥重複	▲3.85			
				小計	12,291.96	129,214.78		128,219.39
⑧	地下鉄出入口	RC+S/地下1階/地上1階	1996.3.31	地下鉄出入口 倉庫	101.37	261.43	-	-
⑨	渡廊下上屋-3	S	2019.3.15	庇	10.26	-	-	-
⑩	渡廊下上屋-4	S	2019.3.15	庇	32.32	-	-	-
				小計	143.95	261.43	-	-
				合計	12,435.91	129,476.21		128,219.39

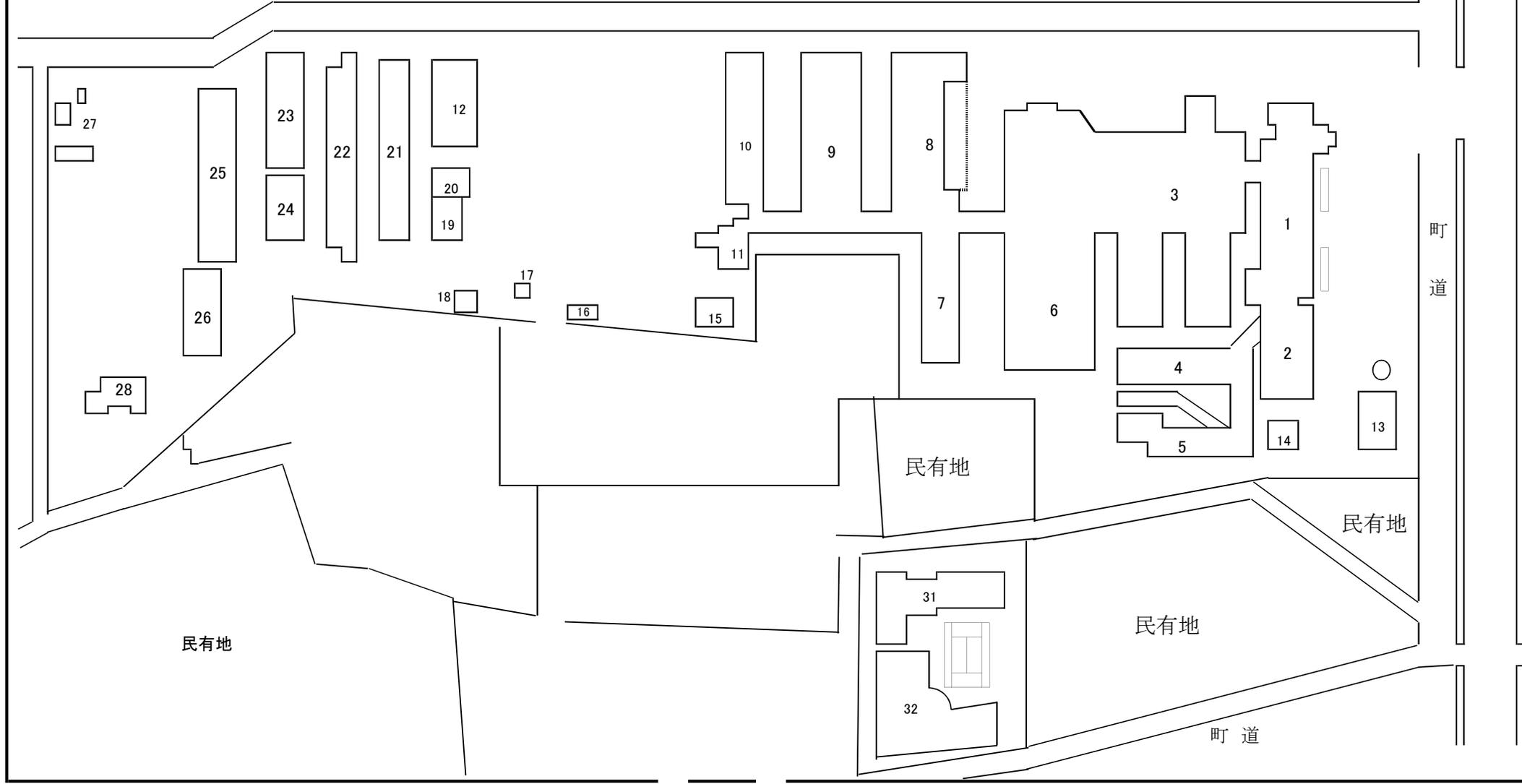
東京医科大学茨城医療センター配置図

- | | | | | |
|----------|-------------|------------------|-------------|---------------------|
| 1. 管理研究棟 | 8. 中央病棟 | 15. 南病棟機械室 | 22. 学生宿舎 | 28. 高橋記念館 |
| 2. 教育研究棟 | 9. 南病棟 | 16. 中央病棟地下オイルタンク | 23. 職員宿舎C棟 | 29. 保険薬局棟 |
| 3. 外来本館 | 10. 健診センター | 17. 感染性廃棄物保管庫 | 24. 職員宿舎新C棟 | 30. 総合排水処理施設 |
| 4. 第1研究棟 | 11. 霊安解剖室 | 18. 放射線同位元素保管庫 | 25. 職員宿舎A棟 | 31. 女子寮 |
| 5. 第2研究棟 | 12. プレハブ研究棟 | 19. 車庫・ゴミ置場 | 26. 職員宿舎B棟 | 32. 東京医科大学霞ヶ浦看護専門学校 |
| 6. 東館 | 13. 特高変電所 | 20. 増設車庫 | 27. 第2給水施設 | 33. 医療福祉研究センター |
| 7. 人工透析棟 | 14. 第1給水施設 | 21. 職員宿舎E棟 | | |

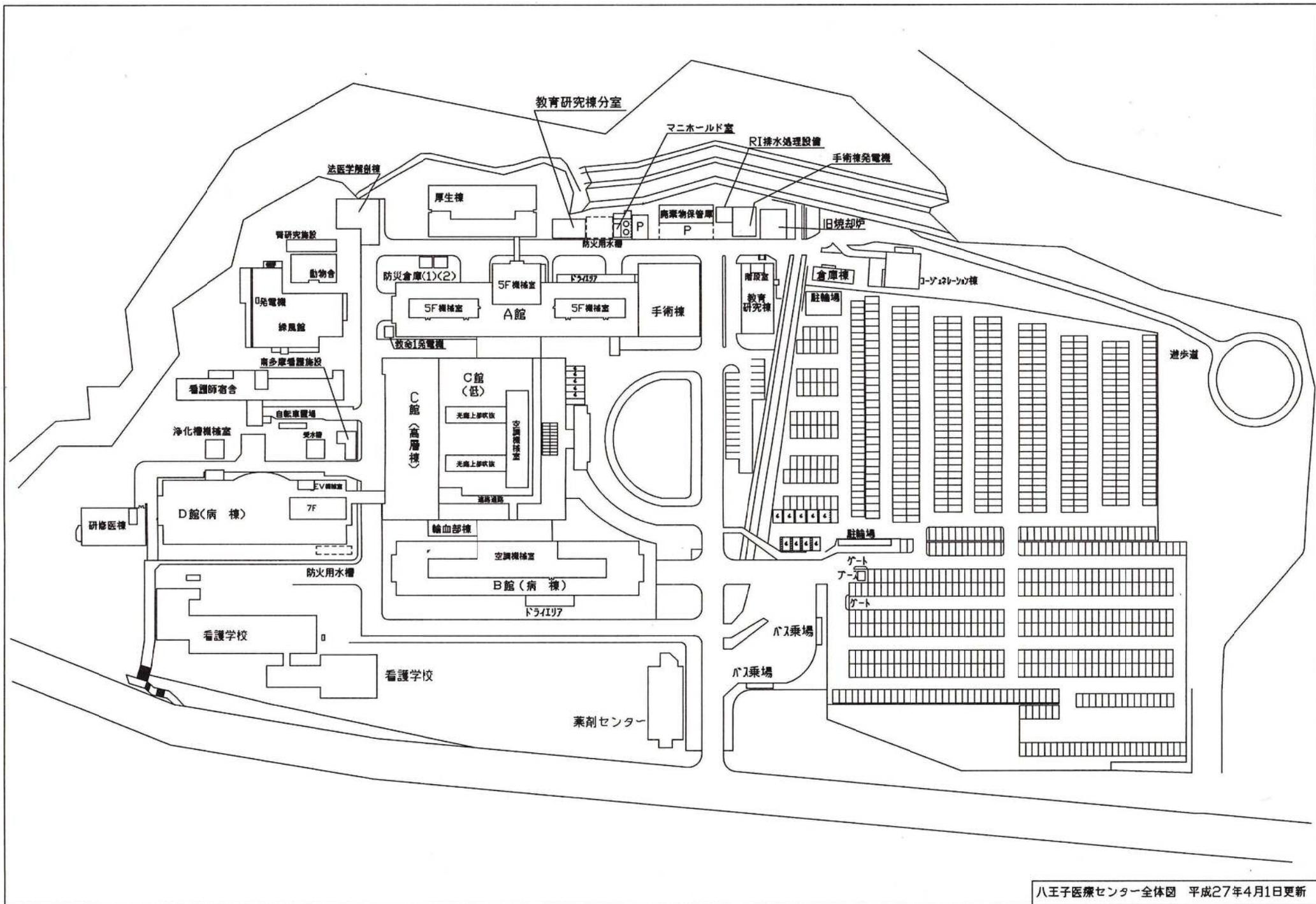
茨城大学農学部



国道
125号
バイパス



入口 11 出口



八王子医療センター全体図 平成27年4月1日更新

改正	平成25年12月18日	平成26年1月15日
	平成26年8月6日東医大発第626号	平成27年3月18日
	平成28年3月8日東医大発第95号	平成28年3月28日東医大発第137号
	平成28年8月26日東医大発第429号	平成29年3月16日東医大発第118号
	平成29年4月4日東医大発第179号	平成30年1月6日東医大発第2号
	平成30年4月11日東医大発第181号	平成30年10月11日東医大発第480号
	令和元年6月10日東医大発第309号	令和元年11月19日東医大発第508号
	令和2年3月3日東医大発第621号	令和2年5月27日東医大発第33号
	令和2年10月5日東医大発第190号	令和3年3月9日東医大発第418号

目次

第1章 総則

- 第1条 目的及び使命
- 第2条 自己点検・評価等
- 第3条 情報の公開
- 第4条 教育内容等の改善のための組織的な研修等
- 第5条 社会的・職業的自立に関する指導等

第2章 組織

- 第6条 学部
- 第6条の2 分野及び領域
- 第7条 大学院
- 第8条 図書館
- 第9条 附属施設
- 第10条 事務局

第3章 職員組織

- 第11条 職員
- 第12条 職員組織

第4章 教授会及び教授会代表者会議

- 第13条 教授会
- 第14条 教授会代表者会議
- 第15条 委員会

第5章 学年、学期及び休業日

- 第16条 学年
- 第17条 学期
- 第18条 休業日

第6章 修業年限及び在学年限

- 第19条 修業年限
- 第20条 在学年限

第7章 入学

- 第21条 入学の時期
- 第22条 入学の資格
- 第23条 入学の出願
- 第24条 入学者の選考
- 第25条 入学手続及び入学許可

第8章 教育課程、単位及び履修方法等

- 第26条 教育課程
- 第27条 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数
- 第28条 授業の方法
- 第29条 単位の計算方法
- 第30条 単位の認定、科目の修得及び評価
- 第31条 成績の評価
- 第32条 授業日数
- 第33条 履修方法
- 第34条 医学科の学年の進級
- 第35条 看護学科の学年の進級
- 第36条 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等
- 第37条 大学以外の教育施設における学修
- 第38条 入学前の既修得単位等の認定
- 第9章 休学、復学、転学、退学及び除籍等
 - 第39条 欠席
 - 第40条 休学
 - 第41条 休学期間
 - 第42条 復学
 - 第43条 転学、転入学
 - 第44条 退学
 - 第45条 再入学
 - 第46条 除籍
- 第10章 卒業及び学位
 - 第47条 卒業
 - 第48条 学位
- 第11章 表彰及び懲戒
 - 第49条 表彰
 - 第50条 懲戒
- 第12章 厚生補導
 - 第51条 学生指導
 - 第52条 保健管理
- 第13章 施設利用
 - 第53条
- 第14章 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生
 - 第54条 研究生
 - 第55条 聴講生
 - 第56条 看護学科の科目等履修生
 - 第57条 外国人留学生
- 第15章 入学検定料及び学生納付金
 - 第58条 入学検定料及び学生納付金
 - 第59条 免除等
 - 第60条 研究生、専攻生、聴講生等の入学検定料及び学生納付金
- 第16章 奨学金
 - 第61条
- 第17章 公開講座及び各種講習会等
 - 第62条
- 第18章 学生寮
 - 第63条
- 第19章 補則
 - 第64条

附則

東京医科大学学則

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 東京医科大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に基づき、建学の精神である自主自学と校是である正義・友愛・奉仕に則り、医学及び看護学の理論と応用を教授研究することを目的とする。

2 前項の目的を達するために、人間を全人的に理解する教育を実践し、患者とともに歩む医療人を育てることにより、地域そして世界の健康と福祉に貢献することを使命とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表するものとする。

2 自己点検・評価に関する規程は、別に定める。

(情報の公開)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、広く情報を公開するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

(社会的・職業的自立に関する指導等)

第5条 本学は、学部・学科の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第2章 組織

(学部)

第6条 本学に、医学部医学科及び看護学科を置き、学科ごとに次のとおり教育研究上の目的を定める。

(1) 医学部医学科

医学分野について、深く教授及び研究を行うとともに、高度な医学知識と倫理観、そして高い臨床能力を備えた医師を育成する。

(2) 医学部看護学科

看護学分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる应用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師等の人材を育成する。

2 学部に置く学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

(1) 医学部医学科 入学定員 120名 収容定員 720名

(2) 医学部看護学科 入学定員 80名 収容定員 320名

(分野及び領域)

第6条の2 医学部医学科に置く分野及び領域については、別に定める。

(大学院)

第7条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

(図書館)

第8条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

(附属施設)

第9条 本学に、次の附属施設を置く。

東京医科大学病院

茨城医療センター

八王子医療センター

医学総合研究所

2 附属施設に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 本学に、事務局を置く。

第3章 職員組織

(職員)

第11条 本学に、学長を置く。

2 本学に、副学長及び副学長補を置くことができる。

3 本学の医学科に、主任教授、教授、臨床教授、准教授、臨床准教授、講師、臨床講師、助教、臨床助教、病院助教、助手を置く。

4 本学の看護学科に、教授、准教授、講師、助教、助手を置く。

5 本学に、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(職員組織)

第12条 学部の医学科及び看護学科に、それぞれ学科長を置く。

2 本学に、一般教育主任を置く。

3 図書館に、図書館長を置く。

4 東京医科大学病院、茨城医療センター、八王子医療センターに、それぞれ病院長を置く。

5 医学総合研究所に、所長を置く。

6 事務局に、事務局長を置く。

第4章 教授会及び教授会代表者会議

(教授会)

第13条 医学部医学科及び看護学科に、それぞれ教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

(1) 入学、進級、卒業、転学、退学、休学及び留学等学生の身分に関する事項

(2) 学位に関する事項

(3) 入学試験に関する事項

(4) 学生の試験及び評価に関する事項

(5) 教育課程の編成に関する事項

3 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 学生の表彰及び賞罰に関する事項

(2) 学生の厚生補導に関する事項

(3) 教育職員の選出に関する事項

(4) 名誉教授の推薦に関する事項

(5) 研究生、聴講生その他に関する事項

(6) その他教育・研究に関する重要事項

4 その他教授会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(教授会代表者会議)

第14条 医学部両学科の共通事項及び本学の運営に関する重要事項を審議するため、両学科にまたがって、教授会代表者会議を置く。

2 教授会代表者会議は、それぞれの教授会の委任に基づき、次の事項を審議する。

(1) 学則その他の学部の教学に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項

(2) 学部・学科に係る重要な組織の設置及び廃止に関する事項

(3) 本学の重要な施設の設置及び廃止に関する事項

(4) 学校法人の理事及び評議員の選出に関する事項

(5) 学長、病院長、その他重要な教育職員の選出に関する事項

(6) 教育職員の人事の基準及び調整に関する事項

(7) 理事会の諮問事項

(8) その他、本学の運営に関する重要事項

3 その他、教授会代表者会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第15条 教授会は、必要に応じて委員会を設けることができる。

2 教授会に置く委員会に関する事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第17条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合は、前期終了日及び後期開始日を変更することができる。

(休業日)

第18条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 4月の第3土曜日(本学創立記念日 4月13日の代替日)

(4) 春季休業日(3月5日から4月9日まで)

(5) 夏季休業日

医学科(7月20日から9月9日まで)

看護学科(8月1日から9月20日まで)

(6) 冬季休業日(12月20日から翌年の1月9日まで)

2 学長は、必要に応じ前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第19条 医学部医学科の修業年限は、6年とする。

2 医学部看護学科の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第20条 医学部医学科の学生は、12年を超えて在学することができない。ただし、同一年次に2年を超えて在学することはできない。

2 医学部看護学科の学生は、8年を超えて在学することはできない。

第7章 入学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第22条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校と同等と認定した在外教育施設の課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある

と認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第23条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定期日までに学長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第24条 入学者の選考は、学力試験、その他の方法による。

2 選考の方法は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第25条 前条の選考に合格した者は、指定された期日までに、入学金、授業料、その他の学費に保証人連署の誓約書など所定の書類を添えて、入学手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者について、入学を許可する。

第8章 教育課程、単位及び履修方法等

(教育課程)

第26条 教育課程は、医学部医学科及び看護学科の教育上の目的を達成するため必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとし、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、これを、各学年次に配当して編成するものとする。

2 医学部医学科の授業科目は、人文・社会科学系科目、自然科学系科目、外国語科目、医学関連科目、横断的領域科目、基礎医学系科目、社会医学系科目、臨床医学系科目、臨床実習に区分し、編成するものとする。

3 医学部看護学科の授業科目は、一般教育科目、専門基礎科目、専門科目に区分し、編成するものとする。

(授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数)

第27条 第27条 医学部医学科の授業科目、単位数、配当年次及び卒業に必要な単位数は、別表1の1、1の2及び1の3のとおりとする。

2 医学部看護学科の授業科目、単位数、配当年次及び卒業に必要な単位数は、別表2の1及び1-2のとおりとする。

(授業の方法)

第28条 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第29条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については15時間から30時間、実験・実習及び実技については30時間から45時間の授業の時間をもってそれぞれ1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して別に単位数を定める。

(単位の認定、科目の修得及び評価)

第30条 授業科目を履修し、当該授業科目に係る試験又は論文等の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項の規定にかかわらず、平常点をもって試験等に代えることを認められた科目については、この限りでない。

3 試験に関する事項は、別に定める。

(成績の評価)

第31条 成績の評価は、S・A・B・C・Dの5種とし、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

2 成績の評価に付与するG P (Grade Point) 及びG P A (Grade Point Average) の算出については別に定める。

(授業日数)

第32条 毎学年の授業日数は、定期試験の日数を含め35週以上とする。

(履修方法)

第33条 学生は、医学部医学科においては本学に6年以上、医学部看護学科においては本学に4年以上在学し、各学科所定の授業科目を履修しなければならない。

2 前項の履修方法等については、別に定める。

(医学科の学年の進級)

第34条 医学部医学科において次学年への進級は、当該学年の所定の授業科目の履修及び必要単位数を修得していなければ認めない。

2 進級に必要な授業科目及び必要単位数等は、別に定める。

(看護学科の学年の進級)

第35条 医学部看護学科においては、第1学年及び第2学年に配当された専門基礎科目及び専門科目のうち、別に定める授業科目をすべて修得しなければ、第2学年から第3学年への進級はできない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第36条 医学部看護学科において、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学した場合に準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第37条 医学部看護学科において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第38条 医学部看護学科において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校又は大学設置基準第29条第1項の規定による専修学校において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第36条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第9章 休学、復学、転学、退学及び除籍等

(欠席)

第39条 疾病その他の事故により1週間以上欠席する場合には、その事由を添えて速やかに所定の欠席届を提出しなければならない。

(休学)

第40条 疾病その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病等のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第41条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。

2 休学の期間は、医学部医学科にあつては通算して3年、看護学科にあつては通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、就業年限並びに在学年限に算入しない。

(復学)

第42条 休学期間が満了するとき及び休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、保証人

連署のうえ、所定の復学願を学長に提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 疾病が治癒して復学を希望する者は、原則として休学開始時と同一の医師の診断書を提出し、学生・職員健康サポートセンターの医師の面談を受けなければならない。
- 3 疾病以外の理由で休学し復学する者は、その事由が解消された証明書又は理由書を添付しなければならない。

(転学、転入学)

第43条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 他の大学から転入学を願い出た者がいるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ許可することがある。

(退学)

第44条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署のうえ、所定の様式により学長に願い出て、許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、学生が疾病その他の事由により成業の見込みがないと認めるときは、退学を命ずることができる。

(再入学)

第45条 前条により退学した者が、その事由が解消され再入学を願い出たときは、選考のうえ許可することがある。

- 2 再入学した者の入学前における本学の在学期間は、修業年限及び在学年限に算入するものとする。

(除籍)

第46条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第20条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第41条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

第10章 卒業及び学位

(卒業)

第47条 医学部医学科においては、本学に6年以上在学し、所定の単位を修得し、卒業試験に合格した者について、学長が卒業を認定する。

- 2 医学部看護学科においては、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得し、卒業試験に合格した者について、学長が卒業を認定する。

(学位)

第48条 学長は、前条の卒業を認定した者に対して、医学部医学科においては学士(医学)の学位を、医学部看護学科においては学士(看護学)の学位を授与する。

- 2 その他、学士の授与に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 表彰及び懲戒

(表彰)

第49条 学長は、学業及び操行が優秀で他の学生の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第50条 学長は、学生が本学の学則その他の規程に違反し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒することができる。

- 2 懲戒は、情状により戒告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由なくして出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3

か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。

5 懲戒に関する手続きは、別に定める。

第12章 厚生補導

(学生指導)

第51条 本学は、学生の福利厚生並びに学生生活全般の指導の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

2 前項に関する事項は、別に定める。

(保健管理)

第52条 本学に医務室を置き、学生の保健管理を行う。

第13章 施設利用

第53条 本学の施設は、本学の学生及び職員が使用できる。ただし、本学の運営に支障のない限りにおいて、一般市民の利用に供することができる。

第14章 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第54条 本学において、特定の課題について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 その他、研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第55条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生は、学期ごとに許可する。

3 その他、聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(看護学科の科目等履修生)

第56条 医学部看護学科の授業科目中、1科目又は数科目について履修を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生で授業科目を履修し、試験に合格した者に対しては、当該授業科目の単位修得の認定を行うことができる。

3 その他、科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第57条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可する。

2 その他、外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第15章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第58条 入学検定料及び学生納付金の額は、別表3のとおりとする。ただし、実習の実施に当たって特に必要な場合は、当該実習に要する経費を別に徴収することができる。

2 学生納付金は、次の前期の所定の期日までに全納するか、又は次の2期の所定の期日までに等分して納入しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、期限を定めて納入の延期を認めることがある。

前期 4月30日まで

後期 10月31日まで

3 停学の懲戒を受けた者に係る学生納付金は、停学期間中であってもこれを徴収する。

4 休学を許可された者に係る学生納付金は、事情により減免することができる。

5 前項の減免に当たっては、学長が決定する。

6 学年の中途において退学し、転学し、又は退学を命ぜられた者であっても、当該年度の学生納付金を納めなければならない。

7 学生納付金の滞納者は、納入後でなければ単位認定のための試験を受けることができない。
(免除等)

第59条 学業優秀である者又は経済的理由によって納付が困難な者に対しては、学生納付金の一部又は全部を免除し、徴収を猶予することがある。

(研究生、専攻生、聴講生等の入学検定料及び学生納付金)

第60条 研究生、専攻生、聴講生及び看護学科の科目等履修生の入学検定料並びに学生納付金については、別に定める。

第16章 奨学金

第61条 本学に奨学金の制度を設けることができる。

2 奨学金の支給は、品行方正で学業優秀な学生に対して行う。

第17章 公開講座及び各種講習会等

第62条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座、各種講習会を開設することができる。

2 社会人の再教育及び教育研究活動に資するため、特別講座等を開設することができる。

第18章 学生寮

第63条 本学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関して必要な事項は、別に定める。

第19章 補則

第64条 この学則に定めるもののほか、この学則の実施のための必要な規程等は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この学則の施行に伴い、昭和51年4月1日制定の「東京医科大学学則」は、廃止する。

3 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日以前に入学した者の授業科目及び単位数は、なお従前の例による。

4 第2項の規定にかかわらず、平成21年4月1日以前に入学した者の在学年限は、なお従前の例による。

5 第6条第2項に規定する医学部看護学科の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までは、次のとおりとする。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学部看護学科	80名	160名	240名

附 則 (平成25年12月18日)

1 この学則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の入学者から適用する。(第26条第2項、第27条第1項、第31条及び別表1の2の改正並びに第31条第2項及び別表1の1の新設)

2 前項の規定にかかわらず、別表1の2の改正を除き、平成25年度に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年1月15日)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。(第27条第1項及び別表1の2の改正並びに別表1の3及び1の4の新設)

附 則 (平成26年8月6日東医大発第626号)

この学則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。(第6条の2の新設)

附 則 (平成27年3月18日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。(第13条第1項、第2項、第18条第1項第3号、第42条第1項、第46条、第47条、第49条、第50条第1項、第58条第5項、別表1の2、別表1の3、別表2の改正及び第50条第5項並びに第13条第3項の新設以下繰下げ)

附 則 (平成28年3月8日東医大発第95号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。(第27条第1項、別表1の1から1の4までの改正及び別表1の5の新設)

附 則 (平成28年3月28日東医大発第137号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。（第1条の改正）

附 則（平成28年8月26日東医大発第429号）

この学則は、平成28年7月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。（参考第4項の改正）

附 則（平成29年3月16日東医大発第118号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。（第27条第1項、第42条第2項、別表1の1から1の4までの改正及び別表1の5の削除）

附 則（平成29年4月4日東医大発第179号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。（別表2の改正）

附 則（平成30年1月6日東医大発第2号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。（別表2の改正）

附 則（平成30年4月11日東医大発第181号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。（第27条第1項の改正及び別表1の1の新設、以下別表の繰下げ）

附 則（平成30年10月11日東医大発第480号）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。（別表2の改正）

附 則（令和元年6月10日東医大発第309号）

1 この学則は、令和元年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。（第6条第2項附則の追加）

2 医学部医学科の募集人員減への臨時的な措置を活用し、第6条第2項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、令和2年度から令和10年度までの期限付きで、次のとおりとする。

医学部医学科

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入学定員	119名	119名	119名	119名	120名
収容定員	719名	718名	717名	716名	716名
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
入学定員	120名	120名	120名	120名	
収容定員	716名	717名	718名	719名	

附 則（令和元年11月19日東医大発第508号）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。（別表2の改正）

附 則（令和2年3月3日東医大発第621号）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。（第13条第2号、第22条第4号、第36条第1項、第37条第1項、第38条第1項、第42条第2項の改正及び第3項の新設、第50条第2項の改正）

附 則（令和2年5月27日東医大発第33号）

この学則は、令和2年4月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。（第28条第2項の新設）

附 則（令和2年10月5日東医大発第190号）

この学則は、令和3年4月1日から適用する。（第27条第2項の改正及び別表2の1の新設、以下別表の繰下げ）

附 則（令和3年3月9日東医大発第418号）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。（第27条第1項の改正及び別表1の1の新設、以下別表の繰下げ及び別表1の4、1の5の削除）

附 則（令和 年 月 日東医大発第 号）

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 第6条第2項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度まで、次のとおりとする。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入学定員	121名	119名	120名	120名	120名
収容定員	719名	718名	718名	718名	719名
年度	令和9年度				
入学定員	120名				
収容定員	720名				

別表1の1 (第27条第1項関係)

東京医科大学教科課程表

(令和3年度第1学年から適用する。)

学年 学科目			1	2	3	4	5	6	合計単 位数	備考
	講義	前	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数		
人間 学系 科目	医療心理学・死生学	講義	前	1					1	必修
	哲学	講義	前・後	1					1	必修
	社会科学	講義	後	1					1	必修
	生命倫理学	講義	前・後	1					1	必修
	医療プロフェッショ ナリズムⅠ	講義	後		1				1	必修
	医療プロフェッショ ナリズムⅡ	講義	前・後			1			1	必修
	医療倫理	講義	後			1			1	必修
	医療プロフェッショ ナリズムⅢ	講義	前				1		1	必修
	医学史	講義	前・後	1					1	選択
	法学	講義	前・後	1					1	必修
	哲学テキスト入門	講義	前・後	1					1	
	医療人類学	講義	前・後	1					1	
	原典講読Ⅰ	講義	前	1					1	
	原典講読Ⅱ	講義	後	1					1	
自然 科学 系 科目	科学的方法論	講義	後	1					1	
	人体の物理学	講義	後	1					1	
	先進医療のための科学	講義	後	1					1	
	数学	講義	前	1					1	
	医系の物理学	講義	前	1					1	
	医系の物理学実習	実習	前・後	1					1	
	医系の化学	講義	前	1					1	
医系の化学実習	実習	前・後	1					1		
外国 語 科 目	生物学	講義	前	1					1	必修
	生物学実習	実習	前・後	1					1	必修
	独語	講義	前・後	2					2	選択
外国 語 科 目	仏語	講義	前・後	2					2	必修
	English For Communication	講義	前・後	2					2	必修

	English For Medical Purposes I	講義	前・後	2					2	必修	
	中国語	講義	前		1				1	選択	2科目中 1科目を 選択
	韓国語	講義	前		1				1		
	English For Medical Purposes II	講義	前・後		2				2	必修	
	English For Medical Purposes III	講義	前・後			1			1	必修	
	English For Medical Purposes IV	講義	前				0.5		0.5	必修	
医学 関連	課題研究	講義	前	2					2	必修	
横 断 的 領 域 科 目	情報科学 I	講義	前	1					1	必修	
	データサイエンス	講義	後	1					1	必修	
	行動科学・患者学 I	講義	後		0.5				0.5	必修	
	情報科学 II	講義	前			1			1	必修	
	緩和医療 I・漢方・CPC	講義	後			1			1	必修	
	医療安全 I	講義	後				0.5		0.5	必修	
	情報科学 III	講義	前				1		1	必修	
	医療安全 II	講義	前・後					0.5	0.5	必修	
	行動科学・患者学 II	講義	前・後					0.5	0.5	必修	
	緩和医療 II・診療録の記載	講義	前・後					0.5	0.5	必修	
基 礎 医 学 系 科 目	解剖学(1)	講・実	後	1					1	必修	
	解剖学(2)	講・実	後	3					3	必修	
	生理学(1)	講義	後	2					2	必修	
	生理学(2)	講義	後	1					1	必修	
	生化学(分子生物学概論)	講義	後	1					1	必修	
	基礎医学統合演習 I	演習	後	0.5					0.5	必修	
	解剖学(1)	講・実	前		5				5	必修	
	解剖学(2)	講・実	前		2				2	必修	
	生理学(2)	講義	前		1				1	必修	
	生理学実習	実習	後		2				2	必修	
	生化学	講・実	前		4				4	必修	
	免疫学	講・実	前・後		2				2	必修	
	薬理学	講・実	後		4				4	必修	
	病理学	講・実	後		2				2	必修	
	微生物学	講・実	後		3				3	必修	
	運動医学	講義	後		1				1	必修	
	医用電子工学	講義	後		0.5				0.5	必修	
	基礎医学統合演習 II	演習	後		0.5				0.5	必修	
	病理学	講義	前・後			3			3	必修	
	グループ別自主研究	実習	前				4		4	必修	
社会 医学	社会医学 I	講義	後		1				1	必修	
	医学・医療と社会 I	講義	前・後			1			1	必修	

系	医学・医療と社会Ⅱ	講義	前				1			1	必修
科目	法医学	講義	前				1			1	必修
臨床	症候・病態学入門	講義	前・後	2						2	必修
医学	臨床医学Ⅰ	講義	前・後			26				26	必修
系	臨床医学Ⅱ	講義	前・後				14			14	必修
科目	基本的診療知識・技能	講・実	前・後				2			2	必修
	臨床医学Ⅴ	講義	後						6	6	必修
臨床	早期臨床体験実習Ⅰ	実習	前・後	2						2	必修
実習	早期臨床体験実習Ⅱ	実習	後		2					2	必修
	地域医療実習	実習	前			2				2	必修
	臨床医学Ⅲ										
	精神・神経コース	実習	前・後				4			4	必修
	代謝・免疫・内分泌コース	実習	前・後				2			2	必修
	血液・凝固コース	実習	前・後				2			2	必修
	感覚器コース	実習	前・後				2			2	必修
	呼吸器系コース	実習	前・後				3			3	必修
	循環器コース	実習	前・後				3			3	必修
	消化器コース	実習	前・後				4			4	必修
	腎・泌尿器コース	実習	前・後				2			2	必修
	運動器コース	実習	前・後				2			2	必修
	皮膚コース	実習	前・後				2			2	必修
	女性診療コース	実習	前・後				3			3	必修
	小児科コース	実習	前・後				2			2	必修
	全身管理コース	実習	前・後				2			2	必修
	放射線科コース	実習	前・後				1			1	必修
	地域中核医療コース	実習	前・後				4			4	必修
	地域診療コース	実習	前・後				2			2	必修
	臨床医学Ⅳ	実習	前・後						28	28	必修
	合計			34.5 単位 以上	33.5 単位 以上	37 単 位	25 単 位	41.5 単 位	34 単 位	205.5 単 位 以上	

別表1の2（第27条第1項関係）

東京医科大学教科課程表

（令和3年度第2・3・4学年に適用する。）

	学	年	学年						合計 単 位 数	備考		
			1 単 位 数	2 単 位 数	3 単 位 数	4 単 位 数	5 単 位 数	6 単 位 数				
人 文 ・ 社 会 ・ 自 然 科 学 系 科 目	医療心理学・死生学	講義	前	1						1	必修	
	哲学	講義	前・後	1						1	必修	
	社会科学	講義	後	1						1	必修	
	医学史	講義	前・後	1						1	選択 必修	前・後期 9科目か ら1科目 以上を選
	法学	講義	前・後	1						1		
	哲学テキスト入門	講義	前・後	1						1		
	医療人類学	講義	前・後	1						1		

	原典講読Ⅰ	講義	前	1					1	択必修	
	原典講読Ⅱ	講義	後	1					1		
	科学的方法論	講義	後	1					1		
	人体の物理学	講義	後	1					1		
	先進医療のための科学	講義	後	1					1		
自然科学系科目	数学	講義	前	1					1	必修	
	医系の物理学	講義	前	1					1	必修	
	医系の物理学実習	実習	前・後	1					1	必修	
	医系の化学	講義	前	1					1	必修	
	医系の化学実習	実習	前・後	1					1	必修	
	生物学	講義	前	1					1	必修	
	生物学実習	実習	前・後	1					1	必修	
	自然科学基礎	講義	前	1					1	必修	
	生命現象の科学Ⅰ	講義	後	1					1	必修	
	生命現象の科学Ⅱ	講義	後	1					1	必修	
外国語科目	独語	講義	前・後	2					2	選択	2科目中 1科目を 選択必修
	仏語	講義	前・後	2					2	必修	
	英語Ⅰ	講義	前・後	3					3	必修	2科目中 1科目を 選択
	医学英語Ⅰ	講義	前	1					1	必修	
	中国語	講義	前		1				1	選択	
	韓国語	講義	前		1				1	必修	
	英語Ⅱ	講義	後		1				1	必修	
	医学英語Ⅱ	講義	前・後		2				2	必修	
	医学英語Ⅲ	講義	前・後			1			1	必修	
	医学英語Ⅳ	講義	前				0.5		0.5	必修	
医学関連科目	症候学入門	講義	前・後	2					2	必修	
	課題研究	講義	前	2					2	必修	
横断的領域科目	生命倫理学	講義	前・後	1					1	必修	
	情報科学Ⅰ	講義	前	1					1	必修	
	医療プロフェッショナルリズムⅠ	講義	後		1				1	必修	
	行動科学・患者学Ⅰ	講義	後		0.5				0.5	必修	
	医療プロフェッショナルリズムⅡ	講義	前・後			1			1	必修	
	医療倫理	講義	後			1			1	必修	
	情報科学Ⅱ	講義	前			1			1	必修	
	緩和医療Ⅰ・漢方・PC	講義	後			1			1	必修	
	医療プロフェッショナルリズムⅢ	講義	前				1		1	必修	
	医療安全Ⅰ	講義	後				0.5		0.5	必修	
	情報科学Ⅲ	講義	前				1		1	必修	
	医療安全Ⅱ	講義	前・後					0.5	0.5	必修	
	行動科学・患者学Ⅱ	講義	前・後					0.5	0.5	必修	
緩和医療Ⅱ・診療録の	講義	前・後					0.5	0.5	必修		

	記載											
基礎 医学 系科 目	解剖学(1)	講・実	後	1						1	必修	
	解剖学(2)	講・実	後	3						3	必修	
	生理学(1)	講義	後	2						2	必修	
	生理学(2)	講義	後	1						1	必修	
	生化学(分子生物学概 論)	講義	後	1						1	必修	
	解剖学(1)	講・実	前		5					5	必修	
	解剖学(2)	講・実	前		2					2	必修	
	生理学(2)	講義	前		1					1	必修	
	生理学実習	実習	後		2					2	必修	
	生化学	講・実	前		4					4	必修	
	免疫学	講・実	前・後		2					2	必修	
	薬理学	講・実	後		4					4	必修	
	病理学	講・実	後		2					2	必修	
	微生物学	講・実	後		3					3	必修	
	運動医学	講義	後		1					1	必修	
	医用電子工学	講義	後		0.5					0.5	必修	
	病理学	講義	前・後			3				3	必修	
	グループ別自主研究	実習	前				4			4	必修	
	社会 医学 系科 目	社会医学Ⅰ	講義	後	1						1	必修
医学・医療と社会Ⅰ		講義	前・後			1				1	必修	
医学・医療と社会Ⅱ		講義	前				1			1	必修	
法医学		講義	前				1			1	必修	
臨床 医学 系科 目	臨床医学Ⅰ	講義	前・後			26				26	必修	
	臨床医学Ⅱ	講義	前・後				14			14	必修	
	基本的診療知識・技能	講・実	前・後					2		2	必修	
	臨床医学Ⅴ	講義	後						6	6	必修	
臨床 実習	早期臨床体験実習Ⅰ	実習	前・後	2						2	必修	
	早期臨床体験実習Ⅱ	実習	後		2					2	必修	
	地域医療実習	実習	前			2				2	必修	
	臨床医学Ⅲ											
	精神・神経コース	実習	前・後				4			4	必修	
	代謝・免疫・内分 泌コース	実習	前・後					2		2	必修	
	血液・凝固コース	実習	前・後					2		2	必修	
	感覚器コース	実習	前・後					2		2	必修	
	呼吸器系コース	実習	前・後					3		3	必修	
	循環器コース	実習	前・後					3		3	必修	
	消化器コース	実習	前・後					4		4	必修	
	腎・泌尿器コース	実習	前・後					2		2	必修	
	運動器コース	実習	前・後					2		2	必修	
	皮膚コース	実習	前・後					2		2	必修	
女性診療コース	実習	前・後					3		3	必修		
小児科コース	実習	前・後					2		2	必修		
全身管理コース	実習	前・後					2		2	必修		

放射線科コース	実習	前・後				1		1	必修
地域中核医療コース	実習	前・後				4		4	必修
地域診療コース	実習	前・後				2		2	必修
臨床医学Ⅳ	実習	前・後					28	28	必修
合計			36単位以上	34単位以上	37単位	25単位	41.5単位	34単位	207.5単位以上

別表1の3 (第27条第1項関係)

東京医科大学教科課程表

(令和3年度第5・6学年に適用する。)

学系	学科目	学年	1	2	3	4	5	6	合計単位数	備考
人文・社会・自然科学系科目	医療心理学・死生学	講義	前	1					1	必修
	哲学	講義	前・後	1					1	必修
	社会科学	講義	前・後	1					1	必修
	医学史	講義	前・後	1					1	選択必修 前・後期9科目から1科目以上を選択必修
	法学	講義	前・後	1					1	
	哲学テキスト入門	講義	前・後	1					1	
	医療人類学	講義	前・後	1					1	
	原典講読Ⅰ	講義	前	1					1	
	原典講読Ⅱ	講義	後	1					1	
	科学的方法論	講義	後	1					1	
	人体の物理学	講義	後	1					1	
先進医療のための科学	講義	後	1					1		
自然科学系科目	数学	講義	前	1					1	
	医系の物理学	講義	前	1					1	必修
	医系の物理学実習	実習	前・後	1					1	必修
	医系の化学	講義	前	1					1	必修
	医系の化学実習	実習	前・後	1					1	必修
	生物学	講義	前	1					1	必修
	生物学実習	実習	前・後	1					1	必修
	自然科学基礎	講義	前	1					1	必修
	生命現象の科学Ⅰ	講義	後	1					1	必修
	生命現象の科学Ⅱ	講義	後	1					1	必修
外国語科目	独語	講義	前・後	2					2	選択必修 2科目中1科目を選択必修
	仏語	講義	前・後	2					2	
	英語Ⅰ	講義	前・後	3					3	必修
	医学英語Ⅰ	講義	前	1					1	必修
	中国語	講義	前		1				1	選択必修 2科目中1科目を選択
	韓国語	講義	前		1				1	
	英語Ⅱ	講義	後		1				1	必修

	医学英語Ⅱ	講義	前・後		2				2	必修
	医学英語Ⅲ	講義	前・後			1			1	必修
	医学英語Ⅳ	講義	前				0.5		0.5	必修
医学 関連 科目	症候学入門	講義	前・後	2					2	必修
	課題研究	講義	前	2					2	必修
横断 的領 域科 目	生命倫理学	講義	前	1					1	必修
	情報科学Ⅰ	講義	前	1					1	必修
	医療プロフェッショ ナリズムⅠ	講義	後		1				1	必修
	行動科学・患者学Ⅰ	講義	後		0.5				0.5	必修
	医療プロフェッショ ナリズムⅡ	講義	前・後			1			1	必修
	医療倫理	講義	後			1			1	必修
	情報科学Ⅱ	講義	前			1			1	必修
	緩和医療Ⅰ・漢方・ C P C	講義	後			1			1	必修
	医療プロフェッショ ナリズムⅢ	講義	前				1		1	必修
	医療安全Ⅰ	講義	後				0.5		0.5	必修
	情報科学Ⅲ	講義	前				1		1	必修
	医療安全Ⅱ	講義	前・後					0.5	0.5	必修
	行動科学・患者学Ⅱ	講義	前・後					0.5	0.5	必修
	緩和医療Ⅱ・診療録 の記載	講義	前・後					0.5	0.5	必修
	基礎 医学 系科 目	解剖学(1)	講・実	後	1					1
解剖学(2)		講・実	後	3					3	必修
生理学(1)		講義	後	2					2	必修
生理学(2)		講義	後	1					1	必修
生化学(分子生物学 概論)		講義	後	1					1	必修
解剖学(1)		講・実	前		5				5	必修
解剖学(2)		講・実	前		2				2	必修
生理学(2)		講義	前		1				1	必修
生理学実習		実習	後		2				2	必修
生化学		講・実	前		4				4	必修
免疫学		講・実	前・後		2				2	必修
薬理学		講・実	後		4				4	必修
病理学		講・実	後		2				2	必修
微生物学		講・実	後		3				3	必修
運動医学		講義	後		1				1	必修
医用電子工学		講義	後		0.5				0.5	必修
病理学		講義	前・後			3			3	必修
グループ別自主研究	実習	前				4		4	必修	
社会 医学 系科	社会医学Ⅰ	講義	後		1				1	必修
	医学・医療と社会Ⅰ	講義	前・後			1			1	必修
	医学・医療と社会Ⅱ	講義	前				1		1	必修

目	法医学	講義	前				1			1	必修	
臨床 医学 系科 目	臨床医学Ⅰ	講義	前・後			26				26	必修	
	臨床医学Ⅱ	講義	前・後			14				14	必修	
	基本的診療知識・技能	講・実	前・後			2				2	必修	
	臨床医学Ⅴ	講義	後						6	6	必修	
臨床 実習	早期臨床体験実習Ⅰ	実習	前・後	2						2	必修	
	早期臨床体験実習Ⅱ	実習	後		2					2	必修	
	地域医療実習	実習	前			2				2	必修	
	臨床医学Ⅲ											
		精神・神経コース	実習	前・後			4				4	必修
		代謝・免疫・内分泌コース	実習	前・後			2				2	必修
		血液・凝固コース	実習	前・後			2				2	必修
		感覚器コース	実習	前・後			2				2	必修
		呼吸器系コース	実習	前・後			3				3	必修
		循環器コース	実習	前・後			3				3	必修
		消化器コース	実習	前・後			4				4	必修
		腎・泌尿器コース	実習	前・後			2				2	必修
		運動器コース	実習	前・後			2				2	必修
		皮膚コース	実習	前・後			2				2	必修
		女性診療コース	実習	前・後			3				3	必修
		小児科コース	実習	前・後			2				2	必修
		全身管理コース	実習	前・後			2				2	必修
		放射線科コース	実習	前・後			1				1	必修
		地域中核医療コース	実習	前・後			4				4	必修
	地域診療コース	実習	前・後			2				2	必修	
	臨床医学Ⅳ	実習	前・後						28	28	必修	
	合計			36単 位以 上	34単 位以 上	37単 位	25単 位	41.5 単位	34単 位	207.5 単位以 上		

別表 2-1 (第27条第2項関係)

(令和3年度入学者から適用)

科目区分		授業科目	授業形態	配当年次	単位数	必修・選択の区分	備考	
一般 教育 科目	人間 と自然 科学	生命科学	講義	1	2	必修	必修 4 単位	必修22単位 選択 6 単位以 上
		生命と地球環境	講義	1	1	選択		
		情報科学	講義	1	2	必修		
		生体の化学	講義	1	2	選択		
		医療のための物理学	講義	1	1	選択		
		情報リテラシー入門	演習	1	1	選択		
	人間 と文 化	生命倫理	講義	1	2	選択	必修 3 単位	
		文学	講義	1	2	選択		
		哲学	講義	1	2	選択		

		教育学入門	講義	2	2	選択		
		心理学	講義	1	2	必修		
		発達心理学	講義	1	1	必修		
		健康とスポーツ	演習	2	2	選択		
		多文化共生論	講義	1	2	選択		
人間 と社 会		ジェンダー論	講義	1	2	選択	必修2単位	
		法学入門	講義	1	2	必修		
		文化人類学	講義	1	2	選択		
		社会学	講義	1	2	選択		
		政治・経済学	講義	2	1	選択		
		国際関係論	講義	1	1	選択		
探求 の技 法		アカデミックスキルⅠ	演習	1	1	必修	必修4単位	
		統計学	講義	1	2	必修		
		アカデミックスキルⅡ	演習	1	1	必修		
人間 と言 語		英語Ⅰ	講義	1	2	必修	必修7単位 選択2単位以 上	
		英語Ⅱ	演習	1	1	必修		
		英語Ⅲ	講義	2	2	必修		
		英語Ⅳ	講義	2	2	必修		
		英語Ⅴ	講義	4	2	選択		
		スペイン語	講義	1	2	選択		
		韓国語	講義	1	2	選択		
		中国語	講義	1	2	選択		
		フランス語	講義	1	2	選択		
		ドイツ語	講義	1	2	選択		
	キャ リア デザ イン		キャリアデザインⅠ	演習	1	1		必修
		キャリアデザインⅡ	演習	2	1	必修		
専門 基礎 科目	人間 と健 康	形態機能学	講義	1	2	必修	必修14単位	必修20単位 選択3単位以 上
		病理学	講義	1	1	必修		
		栄養学	講義	1	1	必修		
		生化学	講義	2	1	必修		
		微生物学	講義	2	1	必修		
		免疫学	講義	2	1	必修		
		薬理学	講義	2	2	必修		
		疾病と治療Ⅰ（成人・老人系）	講義	2	1	必修		
		疾病と治療Ⅱ（成人・老人系）	講義	2	2	必修		
		疾病と治療Ⅲ（周産期と婦人科系）	講義	2	1	必修		
		疾病と治療Ⅳ（こども）	講義	2	1	必修		
		遺伝学	講義	3	1	選択		
		補完代替療法	講義	4	1	選択		
		臨床心理学	講義	2	1	選択		

環境と健康	医療概論	講義	1	1	選択	必修6単位	
	公衆衛生学	講義	2	2	必修		
	疫学	講義	2	2	必修		
	社会福祉・社会保障	講義	1	2	必修		
	保健統計学	講義	3	2	選択		
専門科目	看護の基礎	看護学概論	講義	1	2	必修	必修68単位 選択7単位以上 (※から7単位以上選択)
		看護倫理Ⅰ	講義	1	1	必修	
		看護倫理Ⅱ(事例分析)※	演習	4	1	選択	
		看護理論※	講義	4	1	選択	
		看護の歴史※	講義	4	1	選択	
		チーム医療論※	講義	2	1	選択	
	看護の対象	看護基礎実習Ⅰ	実習	1	1	必修	*保健師国家試験受験資格希望者は 必修68単位 選択7単位以上 「パブリックヘルス」 科目 14単位選択必修
		老年基礎実習	実習	1	1	必修	
		看護対象論	講義	1	2	必修	
		精神保健論	講義	2	1	必修	
		コミュニケーション論	講義	1	1	必修	
		家族看護論※	講義	3	1	選択	
		地域・在宅看護論Ⅰ	講義	1	1	必修	
		地域・在宅看護論Ⅱ	講義	2	1	必修	
	地域・在宅看護論Ⅲ	講義	2	1	必修		
	看護の方法	看護過程とEBN	演習	2	2	必修	
		看護技術論Ⅰ	講義	1	1	必修	
		看護技術論Ⅱ	演習	1	2	必修	
		看護技術論Ⅲ	演習	2	1	必修	
		看護技術論Ⅳ	演習	2	1	必修	
		住宅看護援助論Ⅰ	演習	2	1	必修	
		成人・老年看護学概論	講義	2	1	必修	
		こども看護学概論	講義	2	1	必修	
		母性看護学概論	講義	2	1	必修	
		成人看護学援助論Ⅰ	演習	3	2	必修	
		成人看護学援助論Ⅱ	演習	3	2	必修	
		老年看護学援助論	演習	3	1	必修	
		こども看護学援助論	演習	3	2	必修	
		母性看護学援助論	演習	3	2	必修	
		精神看護学援助論	演習	3	2	必修	
		在宅看護援助論Ⅱ	演習	3	1	必修	
		在宅看護基礎実習	実習	2	2	必修	
		看護基礎実習Ⅱ	実習	2	2	必修	
成人看護学実習Ⅰ		実習	3	2	必修		
成人看護学実習Ⅱ		実習	3	2	必修		
老年看護学実習	実習	3	2	必修			
こども看護学実習	実習	3	2	必修			
母性看護学実習	実習	3	2	必修			
精神看護学実習	実習	3	2	必修			
グローバル	災害看護論	講義	2	2	必修		
	災害看護援助論※	演習	2	1	選択		

ルヘルス	国際看護活動論	演習	2	1	必修
	国際保健論	講義	1	1	必修
	国際看護フィールドワーク※	演習	4	2	選択
看護の統合と発展	看護研究法	講義	3	2	必修
	包括ケア実習	実習	3	2	必修
	統合実習	実習	4	3	必修
	卒業論文	演習	4	2	必修
	看護システムマネジメント論	講義	4	2	必修
	看護システム論	講義	2	2	必修
	看護技術論Ⅴ※	講義	4	1	選択
パブリックヘルス	生涯学習と看護の発展※	講義	4	1	選択
	公衆衛生看護学概論※	講義	3	2	選択
	公衆衛生看護学活動論※	講義	3	2	選択
	公衆衛生看護活動展開論Ⅰ	演習	3	2	選択
	公衆衛生看護活動展開論Ⅱ	演習	4	2	選択
	公衆衛生看護管理論※	講義	4	1	選択
	公衆衛生看護学実習	実習	4	5	選択

卒業に必要な単位数：必修科目110単位、選択科目16単位以上 計126単位以上を修得し、卒業試験に合格すること。
 ＊保健師国家試験受験資格希望者は、必修科目110単位、選択科目16単位以上、「パブリックヘルス」科目14単位必修 計135単位以上

別表2-2 (第27条第2項関係)

(令和2年度以前入学者に適用)

科目区分		授業科目	授業形態	配当年次	単位数	必修・選択の区分	備考	
一般教育科目	自然を知る	生命科学	講義	1	2	必修	必修8単位 選択3単位以上	必修15単位 選択6単位以上
		生命と地球環境	講義	1	1	選択		
		生物と進化	講義	1	2	選択		
		生体の化学	講義	1	2	選択		
		医療のための物理学	演習	1	1	選択		
		生命倫理	講義	1	2	選択		
	人を知る	文学	講義	1	2	選択		
		健康と身体活動	講義	2	2	必修		
		教育原理	講義	2	2	選択		
		心理学	講義	1	2	必修		
		哲学	講義	1	2	選択		
		スポーツ実技	実技	1	1	選択		
	社会を知	家族と社会	講義	1	2	選択		
現代社会と法(憲法)		講義	1	2	必修			

る							
		文化人類学	講義	1	2	選択	
		ジェンダーの社会学	講義	2	2	選択	
		社会福祉	講義	2	2	選択	
	問題 解決		情報科学	講義	1	2	必修
			統計学	講義	2	2	必修
			探求の技法	演習	1	1	必修
			情報技術とコミュニケーション	演習	1	1	選択
			プレゼンテーションの技法	演習	1	1	選択
	グロ ーバ ルコ ミュ ニケ ーシ ョン		英語Ⅰ（基礎）	講義	1	2	必修
			英語Ⅱ（会話）	演習	2	1	選択
			英語Ⅲ（英論文の読解）	講義	4	2	選択
			スペイン語	講義	1	2	選択
		韓国語	講義	1	2	選択	
		中国語	講義	1	2	選択	
		フランス語	講義	1	2	選択	
		ドイツ語	講義	1	2	選択	
専門 基礎 科目	病気 と治 療	人体の構造と機能	講義	1	4	必修	
		病理病態学	演習	1	2	必修	
		栄養学	講義	2	1	必修	
		生化学	講義	2	1	必修	
		臨床心理学	講義	2	1	必修	
		感染免疫学	講義	2	1	必修	
		臨床薬理学	講義	2	2	必修	
		診断治療学Ⅰ（内科・外科）	講義	2	3	必修	
		診断治療学Ⅱ（小児科）	講義	2	1	必修	
		診断治療学Ⅲ（精神科）	講義	2	1	必修	
		診断治療学Ⅳ（産婦人科）	講義	2	1	必修	
		遺伝学	講義	4	1	選択	
		公衆衛生と疫学	講義	3	2	必修	
	保健 医療 福祉 のし くみ		保健統計学	講義	2	2	必修
			医療概論	講義	1	1	必修
			社会保障制度論	講義	1	1	必修
			チーム医療論	講義	2	1	必修
			医療安全管理論	講義	2	1	必修
			医療経済学	講義	4	1	選択
			保健医療福祉ネットワーク論	講義	2	1	選択
専門 科目	看護 の基	看護学概論	講義	1	2	必修	
		看護倫理Ⅰ（基礎）	講義	1	1	必修	

必修5単位
選択1単位以上

必修2単位
選択2単位以上

必修26単位
選択2単位以上

必修65単位
選択10単位以上

礎	看護倫理Ⅱ（事例分析）※	演習	4	1	選択	（※から10単位以上選択）	
	看護理論※	講義	4	2	選択		*保健師国家試験受験資格希望者は 必修65単位 選択10単位以上 「コミュニティーヘルスケア」科目 13単位選択必修
	看護リテラシーⅠ（概念の理解）	演習	1	1	必修		
	看護リテラシーⅡ（看護基礎ゼミ）	演習	1	1	必修		
	コーチングの基礎	演習	3	1	必修		
生活環境と看護の対象	健康生活支援論	講義	1	2	必修		
	健康生活支援論演習	演習	1	2	必修		
	健康生活支援論実習	実習	1	1	必修		
	看護初期実習	実習	1	1	必修		
	看護対象論Ⅰ（ライフサイクル）	講義	2	2	必修		
	看護対象論Ⅱ（疾病の回復過程）	講義	2	2	必修		
看護援助の方法	看護援助論Ⅰ（コミュニケーション論）	講義	1	1	必修		
	看護援助論Ⅱ（看護過程の展開）	講義	2	1	必修		
	看護援助論Ⅲ（EBN）	講義	2	1	必修		
	フィジカルアセスメント	演習	2	2	必修		
	ヘルスプロモーション	講義	2	1	必修		
	健康教育論	演習	2	1	必修		
	家族看護論※	講義	2	1	選択		
	在宅看護援助論	演習	3	2	必修		
	治療看護技術論Ⅰ（成人・老年）	演習	3	3	必修		
	治療看護技術論Ⅱ（子ども・女性）	演習	3	3	必修		
	治療看護技術論Ⅲ（精神）	演習	3	2	必修		
	代替補完医療と看護※	講義	4	1	選択		
	看護基礎実習	実習	2	2	必修		
	看護展開実習ⅠA（成人）	実習	3	2	必修		
	看護展開実習ⅠB（成人）	実習	3	2	必修		
	看護展開実習Ⅱ（老年）	実習	3	2	必修		
	看護展開実習Ⅲ（子ども）	実習	3	2	必修		
	看護展開実習Ⅳ（母性）	実習	3	2	必修		
	看護展開実習Ⅴ（精神）	実習	3	2	必修		

	看護展開実習Ⅵ（在宅）	実習	3	2	必修
	統合援助技術Ⅰ※	講義	4	1	選択
	統合援助技術Ⅱ※	演習	4	1	選択
看護提供のしくみ	看護システムマネジメント論	講義	4	2	必修
	看護サービス提供論	講義	2	1	必修
	看護システム実習	実習	2	1	必修
グローバルヘルス	災害看護論	講義	3	2	必修
	災害看護論演習	演習	3	1	必修
	国際看護活動論	演習	4	1	必修
	防災教育論※	講義	4	1	選択
	国際看護フィールドワーク※	演習	4	2	選択
看護の統合	看護研究法	講義	3	2	必修
	看護課題ゼミ	演習	4	2	必修
	統合実習	実習	4	4	必修
	卒業研究※	演習	4	2	選択
	生涯学習特別講義※	講義	4	2	選択
コミュニティーヘルスケア	地域看護学概論※	講義	2	2	選択
	学校保健論※	講義	2	1	選択
	産業保健論※	講義	2	1	選択
	保健行政論	講義	3	2	自由
	地域看護学演習Ⅰ（保健指導の理論）	演習	3	1	自由
	地域看護学演習Ⅱ（地域看護活動）	演習	4	1	自由
	地域看護管理論	講義	4	1	自由
	地域看護学実習	実習	4	4	自由

卒業に必要な単位数：必修科目106単位、選択科目18単位以上 計124単位以上を修得し、卒業試験に合格すること。
 ※保健師国家試験受験資格希望者は、必修科目106単位、選択科目18単位以上、「コミュニティーヘルスケア」科目13単位 計137単位以上

別表3（第58条第1項関係）

（単位：円）

学科名	学年	入学検定料	学生納付金					合計
			入学金	授業料	実習費	施設設備費	教育充実費	
医学部医学科	1	60,000	1,000,000	2,500,000	400,000	1,000,000	2,500,000	7,400,000
	2	—	—	2,500,000	400,000	1,000,000	500,000	4,400,000
	3	—	—	2,500,000	400,000	1,000,000	500,000	4,400,000
	4	—	—	2,500,000	400,000	1,000,000	500,000	4,400,000
	5	—	—	2,500,000	400,000	1,000,000	500,000	4,400,000
	6	—	—	2,500,000	400,000	1,000,000	500,000	4,400,000
医学部看護学科	1	30,000	300,000	1,050,000	250,000	300,000	—	1,900,000
	2	—	—	1,050,000	250,000	300,000	—	1,600,000
	3	—	—	1,050,000	250,000	300,000	—	1,600,000

	4	—	—	1,050,000	250,000	300,000	—	1,600,000
--	---	---	---	-----------	---------	---------	---	-----------

(備考1) 看護学科の保健師コースを選択する者は、上記以外に臨地実習費等の履修費として4年次に100,000円を加える。

(備考2) 大学入試センター試験利用入試の入学検定料は、医学科にあつては40,000円、看護学科にあつては20,000円とする。

参考（第31条第2項関係）

東京医科大学G P A（Grade Point Average）実施要項

1 目的

この要項は、客観的な評価システムとして国際的に認知されているG P A制度に関する必要な事項を定め、学生の学習到達度を明確化して、学修指導と教育の質の保証に資することを目的とする。

2 成績評価区分及びGrade Point（以下G P）の取扱いについて

下表の評価区分により各科目の学年成績に対して1単位当たりそれぞれPointを付与する。

評価	評点	評価内容	G P	判定
S（秀）	100～90点	到達目標を十分に達成しており、極めて優秀な成績を示している。	4	合格
A（優）	89～80点	到達目標を達成しており、優秀な成績を示している。	3	合格
B（良）	79～70点	到達目標の達成は、望ましい水準に達しており、妥当な成績を示している。	2	合格
C（可）	69～60点	到達目標の達成は、望ましい水準には不十分だが、不合格ではない。	1	合格
D（不可）	59点以下	不合格	0	不合格

3 G P A算出方法

※小数第3位を四捨五入する。

4 G P Aの利用について

- (1) 学年末成績にG P Aを併記するとともに、学年平均G P Aを公開する。
- (2) 翌年度における学年担任教授及び相談教員等からの成績不振者学習指導等に関する参考資料とする。
- (3) 退学勧告に使用する。

5 成績証明書について

授業科目名と成績評価（S、A、B、C）を記載する。留学等でG P Aが要求される場合は、英文成績証明書にG P Aを記載する。

6 適用

この要項は、平成26年度の入学者から適用する。

変更事項を記載した書類

令和4年度新規で新潟県地域枠2名の臨時定員増加要望が認められたため、学則の収容定員を変更する。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入学定員	<u>121名</u>	119名	120名	120名	120名
収容定員	<u>719名</u>	<u>718名</u>	<u>718名</u>	<u>718名</u>	<u>719名</u>
年度	令和9年度				
入学定員	120名				
収容定員	<u>720名</u>				

東京医科大学学則の一部改正

改正	現行
<p style="text-align: center;">東京医科大学学則</p> <p>第1条～第5条 (省 略)</p> <p>(学部)</p> <p>第6条 本学に、医学部医学科及び看護学科を置き、学科ごとに次のとおり教育研究上の目的を定める。</p> <p>(1) 医学部医学科 医学分野について、深く教授及び研究を行うとともに、高度な医学知識と倫理観、そして高い臨床能力を備えた医師を育成する。</p> <p>(2) 医学部看護学科 看護学分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師等の人材を育成する。</p> <p>2 学部に置く学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医学部医学科 入学定員 120名 収容定員 720名 (2) 医学部看護学科 入学定員 80名 収容定員 320名</p> <p>第7条～第64条 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">東京医科大学学則</p> <p>第1条～第5条 (省 略)</p> <p>(学部)</p> <p>第6条 本学に、医学部医学科及び看護学科を置き、学科ごとに次のとおり教育研究上の目的を定める。</p> <p>(1) 医学部医学科 医学分野について、深く教授及び研究を行うとともに、高度な医学知識と倫理観、そして高い臨床能力を備えた医師を育成する。</p> <p>(2) 医学部看護学科 看護学分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師等の人材を育成する。</p> <p>2 学部に置く学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医学部医学科 入学定員 120名 収容定員 720名 (2) 医学部看護学科 入学定員 80名 収容定員 320名</p> <p>第7条～第64条 (省 略)</p>

改正						現行																																																																													
<p>附 則</p> <p>1 この学則は、令和元年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。（第6条第2項附則の追加）</p> <p>2 医学部医学科の募集人員減への臨時的な措置を活用し、第6条第2項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、令和2年度から令和10年度までの期限付きで、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>入学定員</td> <td>119名</td> <td>119名</td> <td>119名</td> <td>119名</td> <td>120名</td> </tr> <tr> <td>収容定員</td> <td>719名</td> <td>718名</td> <td>717名</td> <td>716名</td> <td>716名</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>令和7年度</td> <td>令和8年度</td> <td>令和9年度</td> <td>令和10年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入学定員</td> <td>120名</td> <td>120名</td> <td>120名</td> <td>120名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収容定員</td> <td>716名</td> <td>717名</td> <td>718名</td> <td>719名</td> <td></td> </tr> </table>						年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	入学定員	119名	119名	119名	119名	120名	収容定員	719名	718名	717名	716名	716名	年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		入学定員	120名	120名	120名	120名		収容定員	716名	717名	718名	719名		<p>附 則</p> <p>1 この学則は、令和元年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。（第6条第2項附則の追加）</p> <p>2 医学部医学科の募集人員減への臨時的な措置を活用し、第6条第2項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、令和2年度から令和10年度までの期限付きで、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>入学定員</td> <td>119名</td> <td>119名</td> <td>119名</td> <td>119名</td> <td>120名</td> </tr> <tr> <td>収容定員</td> <td>719名</td> <td>718名</td> <td>717名</td> <td>716名</td> <td>716名</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>令和7年度</td> <td>令和8年度</td> <td>令和9年度</td> <td>令和10年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入学定員</td> <td>120名</td> <td>120名</td> <td>120名</td> <td>120名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収容定員</td> <td>716名</td> <td>717名</td> <td>718名</td> <td>719名</td> <td></td> </tr> </table>						年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	入学定員	119名	119名	119名	119名	120名	収容定員	719名	718名	717名	716名	716名	年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		入学定員	120名	120名	120名	120名		収容定員	716名	717名	718名	719名	
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																																														
入学定員	119名	119名	119名	119名	120名																																																																														
収容定員	719名	718名	717名	716名	716名																																																																														
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																																																																															
入学定員	120名	120名	120名	120名																																																																															
収容定員	716名	717名	718名	719名																																																																															
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																																														
入学定員	119名	119名	119名	119名	120名																																																																														
収容定員	719名	718名	717名	716名	716名																																																																														
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																																																																															
入学定員	120名	120名	120名	120名																																																																															
収容定員	716名	717名	718名	719名																																																																															
<p>附 則（令和 年 月 日東医大発第 号）</p> <p>1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>2 第6条第2項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度まで、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> <td>令和6年度</td> <td>令和7年度</td> <td>令和8年度</td> </tr> <tr> <td>入学定員</td> <td>121名</td> <td>119名</td> <td>120名</td> <td>120名</td> <td>120名</td> </tr> <tr> <td>収容定員</td> <td>719名</td> <td>718名</td> <td>718名</td> <td>718名</td> <td>719名</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>令和9年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入学定員</td> <td>120名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収容定員</td> <td>720名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	入学定員	121名	119名	120名	120名	120名	収容定員	719名	718名	718名	718名	719名	年度	令和9年度					入学定員	120名					収容定員	720名					<p>(新 設)</p>																																									
年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																																																																														
入学定員	121名	119名	120名	120名	120名																																																																														
収容定員	719名	718名	718名	718名	719名																																																																														
年度	令和9年度																																																																																		
入学定員	120名																																																																																		
収容定員	720名																																																																																		

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

令和元年度までは学則の入学収容定員は 120 名となっていました。令和元年度に臨時的に定員を超えた 124 名の入学が認められたことにより、令和 2 年度から令和 5 年度の入学定員は 119 名と臨時的入学定員減となっています。

令和 4 年度については、新潟県地域枠の臨時定員を 2 名増員することにより、入学定員を 119 名から 121 名に変更します。

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

社会の要請に応え、本学医学部医学科の令和 3 年度の地域枠については、茨城県地域枠 5 名、山梨県地域枠 2 名の計 7 名を臨時定員で募集しています。しかし、へき地等における医師不足は改善されておらず、令和 4 年度においては、茨城県地域枠 5 名、山梨県地域枠 2 名を臨時定員として引き続き募集し、また、特に医師不足が顕著である新潟県から要望があったため協議し、地域医療等に従事する強い意志を持った学生を新潟県地域枠として 2 名募集することとなりました。これらの地域医療を担う医師の確保に貢献するため、定員の増加が必要です。

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(7) 教育課程の変更内容

本学では、2014（平成 26）年度からは、一般教育を重視しつつ、基礎医学の開始時期を早めるとともに、基礎医学と臨床医学を連携させた学修成果基盤型カリキュラムを実施しています。基礎医学教育は、基本的には学体系を残すものの、学修内容の項目により臨床医学系分野と連携し、協働（垂直的統合）で授業や実習を実施しています。臨床医学教育は、主として臓器器官系（水平的統合）を基盤とし、「病理学各論」は、臓器単位に組み込み、臨床実習の期間を大幅に延長しています。これは、世界医学教育連盟の定めるグローバルスタンダードに沿った教育の実践となっています。さらにプロフェッショナリズム、チーム医療の実践に必要なコミュニケーション能力、倫理観などを涵養するため、複数学年をまたいで履修する横断的領域科目として「人間学」を導入し、「自己と他者」、「社会の中の医療」「医療倫理」について、少人数での議論を通じて考え、eポートフォリオで内省を繰り返しています。

地域医療については、第 3 学年次に地域医療臨床実習（一週間）、また、第 5 学年次の臨床実習の中で地域診療コース（一週間）を実施し、地域包括医療の実際を学修し、第 6 学年次の診療参加型選択実習で、学外で一か月間の実習を実施します。この際、地域中核病院で地域医療の実践を学ぶ臨床実習を選択することが可能です。

今回の入学定員および収容定員の変更は、現行の 119 名から 121 名への 2 名の増員あり、これまでと同等の水準を維持した教育内容を担保することができます。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

各科目の授業や実習において、講義、少人数ゼミナール形式による演習、問題基盤型のグループ学修、双方向学修支援システム（クリッカー）を活用した授業、TBL、PBL、プレゼンテーション、シミュレーション教育、実習など多様な教育・学修方法を推進しています。

第1学年では、「課題研究」において、7～8名の少人数グループでのPBLテュートリアルによる問題探究・解決型の能動的学修、プレゼンテーションおよびレポート作成に取り組んでいます。「早期臨床体験実習Ⅰ」では、体験実習、臨床見学、シミュレーション教育、加えて看護学科や東京薬科大学との多職種連携教育を実施しています。

「症候学入門」では少人数グループでの問題基盤型のグループ学習やシミュレーション教育および模擬患者とのOSCEを導入しています。

第2学年では、学生数120名を前提とした解剖実習室がありますが、コロナ対応において、別室を活用した分散実習をすでに実施しており、定員超過においてもこれまでと同等の教育水準を維持が可能です。それ以外の1，2学年における講義・実習は、定員超過や減員に於いても実習環境・修学環境を維持することが可能です。

第2学年ではまた、本学附属3病院において栄養科、中央検査部、放射線部、医事課などで「多職種体験実習」を2週間、第3学年では見学型の「地域医療実習」を1週間実施しています。また「臨床医学系」では、臓器別臨床講義が主体で、科目によりPBLによる症例基盤型学修を導入しています。

第5学年（新カリキュラムでは第4学年1月より開始）の臨床実習では、全診療科をローテーションし、病歴聴取、身体診察、診療録の記載、臨床推論、プレゼンテーションなどの基本的な臨床技能を中心とした実習を行っています。第6学年（新カリキュラムでは第5学年1月より開始）では、学生一人ひとりが診療チームに配属し、長期間にわたり診療チームの一員として許容範囲内で医行為を実施しながら診療・治療計画に参画して臨床技能を身につける診療参加型臨床実習を行います。本学では、ICT活用教育にも力を入れており、学内eラーニングシステム「e自主自学」を利用しています。e自主自学によるeラーニング、eポートフォリオを、少なくとも全学年のいずれかの科目で利用し、予習・復習教材による学修を可能としています。

コロナ禍においてもこのeラーニングシステムを最大限に活用し、同時双方向型授業又はオンデマンド型授業を行い学修の機会を確保しています。

以上のような教育方法および履修指導方法について、今回の収容定員の変更においても、継続的に現在と同等の水準の教育内容を担保することができます。

(ウ) 教育組織の変更

医学部では、教育目標や教育課程に応じた教員編成を行い、教育を実施しています。教員の資格は、「東京医科大学教員選考基準」に、教育研究歴および教員に求める能力・資質を教授・准教授・講師・助教・助手などの職位により、それぞれの資格を定めています。

医学科では、一般教育系、基礎社会医学系、臨床医学系の大きく3系統に区分しています。一般教育系は、人文科学領域と自然科学領域の7教室を有し、教授を責任者として運営しています。また、一般教育の代表者として「一般教育主任」(1名)を副学長補とし、

教育委員会や教授会などに出席し意見を反映させています。基礎社会医学系は、基礎医学（形態5分野、機能5分野）および社会医学（6分野）に分類しています。臨床医学系は、内科系15分野と外科系16分野で構成しています。各分野は、主任教授を責任者として運営し、大学病院には、ほぼ同名の診療部門（診療科）を置いています。教員の多くは、大学の教員として教育と研究に当たるとともに、医師として診療を担っています。

教育・研究の円滑な運営のために、教授会の下に各種委員会を設け、それらの委員会の検討内容は教育委員会に報告され、さらに検討を加え、教授会において報告・審議しています。

今回、収容定員を増員した場合も、教育組織を変更することなく教育の質を担保することが可能です。

(エ) 大学全体の施設・設備の変更

本学は、新宿キャンパス（東京都新宿区新宿）、西新宿キャンパス（東京都新宿区西新宿）、茨城キャンパス（茨城県稲敷郡阿見町）、八王子キャンパス（東京都八王子市館町）の4つのキャンパスを有し、校地・校舎面積は、校地 236,415㎡、校舎 78,144㎡と、大学設置基準上、必要とする面積を上回る十分な面積を有しています。

新宿キャンパスには、講義室、実習室をはじめ、研究室、図書館、体育館、人工芝グラウンド、学生の課外活動施設等を整備し、主に医学科の第1・2学年の教育を行っています。また、解剖実習室についても定員超過に対応できる設備となっています。

西新宿キャンパスには、講義室、研究室、図書館、職員学生食堂等を整備し、医学科第3～6学年の学生の教育を行っています。茨城キャンパスおよび八王子キャンパスは、学生の実習施設として利用しており、それぞれのキャンパスに学生実習のための宿舎および図書館を整備し、教育・研究に必要な環境を整えています。

このように、十分な施設・設備を有し、現在の環境を維持ししていくため、増員した場合も対応できると考えています。

大学名	国公立
東京医科大学	私立

1. 現在(令和3年度)の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
119 (112)			718 (676)

↑
(収容定員計算用)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
(ア)入学定員	120 (113)	120 (113)	120 (113)	120 (113)	119 (112)	119 (112)	718 (676)
(イ)2年次編入学定員							0
(ウ)3年次編入学定員							0
計	120 (113)	120 (113)	120 (113)	120 (113)	119 (112)	119 (112)	718 (676)

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和4年度の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
119 (112)			718 (676)

↑
(収容定員計算用)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	計
(ア)入学定員	119 (112)	119 (112)	120 (113)	120 (113)	120 (113)	120 (113)	718 (676)
(イ)2年次編入学定員							0
(ウ)3年次編入学定員							0
計	119 (112)	119 (112)	120 (113)	120 (113)	120 (113)	120 (113)	718 (676)
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)	1	1					

3. 令和4年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
121 (121)			720 (685)

↑
(収容定員計算用)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	計
(ア)入学定員	121 (121)	119 (112)	120 (113)	120 (113)	120 (113)	120 (113)	720 (685)
(イ)2年次編入学定員							0
(ウ)3年次編入学定員							0
計	121 (121)	119 (112)	120 (113)	120 (113)	120 (113)	120 (113)	720 (685)
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)	1	1					

増員希望人数 9

↑
(内訳)

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増(地域枠)	9
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増(研究医枠)	
(3) 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例に伴う入学定員／編入学定員増(歯学部振替枠)	
計	9

1. 地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数

(1) 対象都道府県名及び増員希望人数

	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	東京都	
	茨城県	5
大学所在地以外の都道府県	山梨県	2
	新潟県	2
計		9

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(2) 修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	R2地域枠定員 (※1)	R2貸与者数 (※2)	R3地域枠定員 (※1)	R3貸与者数 (※2)	R2とR3の貸与者数のうち多い方の数
茨城県	5	7	5	8	8
山梨県	2	2	2	2	2
					0
					0
					0
計	7	9	7	10	10

(※1) 臨時定員分のみご記入ください。

(※2) 恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(3) 令和4年度地域の医師確保のための入学定員増について

1. 大学が講ずる措置

1-1. 地域枠学生の選抜

① 令和2年度に実施した地域枠学生(令和3年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
学校推薦型選抜 (茨城県地域枠)	(i) 推薦入試(指定校推薦を含む)	別枠(区別型)	8	5	<p>入学者の選抜は、書類審査(調査書、志望の動機、高等学校長の推薦書、中学からの学歴及び職歴(予備校含む))および本学で実施する基礎学力検査、小論文、面接の評価を総合的に判定して合格者を決定します(学校推薦型選抜(茨城県地域枠)入学試験志願者につきましては、茨城県が実施する修学資金貸与のための面接により作成した調査書も含まれます。)</p>	<p>茨城県内の高等学校(中等教育学校、特別支援学校の後期課程を含む。以下同じ)を2020年3月卒業あるいは2021年3月卒業見込みの者、又は保護者が茨城県内に居住(本学出願期間の最終日において茨城県内に1年以上居住しているものとする。※)しており茨城県外の高等学校(文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設を含む)を2020年3月卒業あるいは2021年3月卒業見込みの者で、次の要件を全て満たす者となります。</p> <p>※詳細は茨城県地域医療支援センターのホームページ(https://ibaraki-dl.jp)をご確認ください。</p> <p>① 卒業後直ちに、茨城県知事の定める医療機関において一定期間医師の業務に従事し、地域医療に貢献できることが確約できる者となります。なお、出願前に茨城県が実施する修学資金貸与のための面接を受け、茨城県知事へ誓約書を提出した者となります。</p> <p>② 高等学校の調査書全体の評定平均値が4.0以上であり、かつ学習態度、学習成績および人物に優れ、学校長が推薦した者となります。ただし、2021年3月卒業見込みの者については、第3学年第1学期までの調査書全体の評定平均値を用います。</p> <p>③ 茨城県が実施する修学資金貸与制度に応募する者となります。</p> <p>④ 茨城県が作成したキャリア形成プログラムに基づき診療に従事する意思を有する者となります。</p> <p>⑤ 合格した場合に入学を確約できる者となります。</p> <p>⑥ 同一高等学校から推薦し得る人数は制限しません。</p> <p>なお、本学の学校推薦型選抜(一般公募)との併願者は、2021年3月卒業見込みの者を対象とし、同一高等学校からの併願者数は2名以内とします(文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設にあっては、2020年度中に修了した者を含む)。</p> <p>併願者は、学校推薦型選抜(茨城県地域枠)の合格者とならなかった場合、学校推薦型選抜(一般公募)の対象となります。</p> <p>また、学校推薦型選抜(山梨県地域枠)との併願はできません。</p>	H22	
学校推薦型選抜 (山梨県地域枠)	(i) 推薦入試(指定校推薦を含む)	別枠(区別型)	2	2	<p>入学者の選抜は、書類審査(調査書、志望の動機、高等学校長の推薦書、中学からの学歴及び職歴(予備校含む))および本学で実施する基礎学力検査、小論文、面接の評価を総合的に判定して合格者を決定します。</p>	<p>山梨県内の高等学校(中等教育学校、特別支援学校の後期課程を含む。以下同じ)を2020年3月卒業あるいは2021年3月卒業見込みの者、又は保護者が山梨県内に居住しており山梨県外の高等学校(文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設を含む)を2020年3月卒業あるいは、2021年3月卒業見込みの者で、次の要件を全て満たす者となります。</p> <p>① 卒業後直ちに、山梨県知事の定める医療機関において一定期間医師の業務に従事し、地域医療に貢献できることが確約できる者となります。なお、合格後には山梨県が実施する修学資金貸与のための面接を受け、山梨県知事へ誓約書を提出しなければなりません。</p> <p>② 高等学校の調査書全体の評定平均値が4.0以上であり、かつ学習態度、学習成績および人物に優れ、学校長が推薦した者となります。ただし、2021年3月卒業見込みの者については、第3学年第1学期までの調査書全体の評定平均値を用います。</p> <p>③ 山梨県が実施する修学資金貸与制度に応募する者となります。</p> <p>④ 山梨県が作成したキャリア形成プログラムに基づき診療に従事する意思を有する者となります。</p> <p>⑤ 合格した場合に入学を確約できる者となります。</p> <p>⑥ 同一高等学校から推薦し得る人数は制限しません。</p> <p>なお、本学の学校推薦型選抜(一般公募)との併願者は、2021年3月卒業見込みの者を対象とし、同一高等学校からの併願者数は2名以内とします(文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設にあっては、2020年度中に修了した者を含む)。</p> <p>併願者は、学校推薦型選抜(山梨県地域枠)の合格者とならなかった場合、学校推薦型選抜(一般公募)の対象となります。</p> <p>また、学校推薦型選抜(茨城県地域枠)との併願はできません。</p>	H27	
合計			10	7				

(※1) 貴大学において作成した学生募集要項に記載の内容をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②令和3年度に実施する地域枠学生(令和4年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。

また、参考としてPRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
学校推薦型選抜 (茨城県地域枠)	(i)推薦入試(指定校推薦を含む)	別枠(区別型)	8	5	入学者の選抜は、書類審査(調査書、志望の動機、高等学校長の推薦書、中学からの学歴及び職歴(予備校含む))および本学で実施する基礎学力検査、小論文、面接の評価を総合的に判定して合格者を決定します	茨城県内の高等学校(中等教育学校、特別支援学校の後期課程を含む。以下、同じ)、又は保護者が茨城県内に居住(本学出願期間の最終日において茨城県内に2年以上居住している者とする。)しており茨城県外の高等学校を2021年3月卒業あるいは、2022年3月卒業見込みの者(文部科学省認定の在外教育施設にあっては、2020年度以降に修了した者)で、次の要件を全て満たす者とする。 1. 卒業後直ちに、茨城県知事の定める医療機関において一定期間医師の業務に従事し、地域医療に貢献できることが確約できる者とする。 2. 高等学校の調査書全体の評定平均値が4.0以上であり、かつ学習態度、学習成績、人物に優れ、学校長が推薦した者とする。ただし、2022年3月卒業見込みの者については、第3学年第1学期までの調査書全体の評定平均値を用いる。 3. 出願前に茨城県が実施する茨城県地域医療医師修学資金貸与制度に応募する者とする。 4. 合格後に茨城県が作成したキャリア形成プログラムに基づき診療に従事するとの契約を締結する者とする。 5. 合格した場合に入学を確約できる者とする。 6. 同一高等学校から推薦し得る人数は制限しない。 【学校推薦型選抜(一般公募)との併願について】 本学の学校推薦型選抜(一般公募)と併願する場合は、2022年3月卒業見込みの者を対象とし、同一高等学校からの推薦は2名以内とする。 ※学校推薦型選抜(山梨県地域枠、新潟県地域枠)との併願はできない。	H22	
学校推薦型選抜 (山梨県地域枠)	(i)推薦入試(指定校推薦を含む)	別枠(区別型)	2	2	入学者の選抜は、書類審査(調査書、志望の動機、高等学校長の推薦書、中学からの学歴及び職歴(予備校含む))および本学で実施する基礎学力検査、小論文、面接の評価を総合的に判定して合格者を決定します。	山梨県内の高等学校(中等教育学校、特別支援学校の後期課程を含む。以下、同じ)、又は保護者が山梨県内に居住している者で山梨県外の高等学校を2021年3月卒業あるいは、2022年3月卒業見込みの者(文部科学省認定の在外教育施設にあっては、2020年度以降に修了した者)で、次の要件を全て満たす者とする。 1. 卒業後直ちに、山梨県知事の定める医療機関において一定期間診療に従事し、地域医療に貢献できることが確約できる者とする。なお、合格後には山梨県が実施する修学資金貸与のための面接を受け、山梨県知事へ誓約書を提出しなければならない。 2. 高等学校の調査書全体の評定平均値が4.0以上であり、かつ学習態度、学習成績、人物に優れ、学校長が推薦した者とする。ただし、2022年3月卒業見込みの者については、第3学年第1学期までの調査書全体の評定平均値を用いる。 3. 山梨県が実施する修学資金に応募する者とする。 4. 山梨県が作成したキャリア形成プログラムに基づき診療に従事するとの契約を締結する者とする。 5. 合格した場合に入学を確約できる者とする。 6. 同一高等学校から推薦し得る人数は制限しない。 【学校推薦型選抜(一般公募)との併願について】 本学の学校推薦型選抜(一般公募)と併願する場合は、2022年3月卒業見込みの者を対象とし、同一高等学校からの推薦は2名以内とする。 ※学校推薦型選抜(茨城県地域枠、新潟県地域枠)との併願はできない。	H27	
学校推薦型選抜 (新潟県地域枠)	(i)推薦入試(指定校推薦を含む)	別枠(区別型)	2	2	入学者の選抜は、書類審査(調査書、志望の動機、高等学校長の推薦書、中学からの学歴及び職歴(予備校含む))および本学で実施する基礎学力検査、小論文、面接の評価を総合的に判定して合格者を決定します。	高等学校(中等教育学校、特別支援学校の後期課程を含む。以下、同じ)を2021年3月卒業あるいは、2022年3月卒業見込みの者(文部科学省認定の在外教育施設にあっては、2020年度以降に修了した者)で、次の要件を全て満たす者とする。 ※出身地および出身高等学校の所在地等を問わず出願が可能 1. 新潟県の地域医療に貢献する意欲を有する者とする。 2. 卒業後直ちに、新潟県内の指定された医療機関において9年間勤務する意志のある者とする。 3. 高等学校の調査書全体の評定平均値が4.0以上であり、かつ学習態度、学習成績、人物に優れ、学校長が推薦した者とする。ただし、2022年3月卒業見込みの者については、第3学年第1学期までの調査書全体の評定平均値を用いる。 4. 新潟県が設定する修学資金を受給する者とする。 5. 新潟県が作成したキャリア形成プログラムに基づき診療に従事する意志を有する者とする。 6. 合格した場合に入学を確約できる者とする。 7. 同一高等学校から推薦し得る人数は制限しない。 【学校推薦型選抜(一般公募)との併願について】 本学の学校推薦型選抜(一般公募)と併願する場合は、2022年3月卒業見込みの者を対象とし、同一高等学校からの推薦は2名以内とする。 ※学校推薦型選抜(茨城県地域枠、山梨県地域枠)との併願はできない。		R4入学者選抜より開始予定
合計			12	9				

(※1) 貴大学において、PRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)に記載の内容(貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容)をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

1-2. 教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要(令和4年度)について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

第3学年では、「医療プロフェッショナリズムⅡ」で地域医療における医師会の意義を学び、「地域医療実習」では、地域の診療所・病院の医療を見学し、そこで、求められることは何かを理解する。第4学年では、「医学・医療と社会Ⅱ」という科目で、地域医療における医師の役割、保健医療政策の決定過程を学んでいる。また、第4～5学年では、「臨床医学Ⅲ(地域診療コース)」で地域医療の実際を学んでいる。

(参考:記入例)
1～2年次には、「〇〇」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。またキャリア支援として□□を実施している。令和4年度からは、■■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。

②(過去に地域枠を設定したことがある場合)これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成22年度から地域枠による増員を開始し、令和3年度までに98名の地域枠学生を確保した。現在、32名が県知事が指定した医療期間に従事し、そのうち14名が過疎地等医師不足地域に勤務して地域医療に貢献している。

(参考:記入例)
平成〇年度から地域枠による増員を開始し、□□、■■などの取組を行ってきた。令和3年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容(正規科目)について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修／選択の別		講義／実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
第3学年	医療プロフェッショナリズムⅡ	全員	必修	必修	講義	1	H28
第3学年	地域医療実習	全員	必修	必修	実習	2	H28
第4学年	医学・医療と社会Ⅱ	全員	必修	必修	講義	1	H29
第4・5学年	臨床医学Ⅲ(地域診療コース)	全員	必修	必修	実習	2	H29

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。(地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。)
※空欄がある場合は、何も記入せずそのままにご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	都道府県との連携	期間 (例:○週間)	プログラムの概要(1~2行程度)	開始年度

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。(令和3年度以前から継続する取組を含む)(1~2行程度)

取組の名称	取組の概要(1~2行程度)	開始年度

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

2. 都道府県等との連携

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。

なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定主体	貸与人数	貸与対象	貸与額 (例:200,000)		返還免除要件	選抜方法		診療科の限定の有無	(診療科の限定がある場合)その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の有無(※1)			
茨城県	5	新入生	250,000	18,000,000	大学卒業後、茨城県知事の定める医療機関で貸与期間の1.5倍に相当する期間勤務(臨床研修期間を含む)した場合に、返還を免除する。	④その他(備考欄に記入)	×	×		大学における選抜前に、県において、地域枠制度の理解徹底を目的とした「eラーニング」を全出願者に対して実施
山梨県	2	新入生	130,000	9,360,000	次の要件を全て満たした場合 ①卒後2年以内に医師免許を取得 ②医師免許取得後、貸与期間の5/2に相当する期間を経過するまでに貸与期間の3/2に相当する期間、知事が指定する県内の特定公立病院等において医師の業務に従事 ※「山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラム」による ③県内病院が実施する臨床研修を修了(※令和2年度入学者より施行する予定) ④県内病院が実施する専門研修を修了(※令和2年度入学者より施行する予定)	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	×	×		
新潟県	2	新入生	300,000	21,600,000	・卒業後、2年以内に医師免許を取得すること ・医師免許取得後、直ちに県内の病院で臨床研修に従事すること ・臨床研修修了後、直ちに指定する医療機関に勤務すること ・指定勤務期間:9年間(臨床研修の2年間を含む)	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	×	×		

(※1)○の場合は、備考欄に詳細をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。(例:在学中の学生に対する都道府県と連携した相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援)(1~2行程度)

取組の名称	取組の概要(1~2行程度)	開始年度
キャリア形成支援、個別面談の実施	茨城県地域医療支援センターキャリアコーディネーター等による在学中の学生および卒業医師を対象とした進路指導・個別面談の実施	H24
地域枠等委員会の設置	地域枠に関する事項についての協議・情報交換(茨城県および東京医科大学の関係者が委員として出席)	H26

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

3. その他

1~2に記入したものの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。(1~3行程度)

特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、ご記入ください。

・新潟県主催の「地域医療を担う医師を目指す医学部志望者向け大学入試等説明会」に参加し、地域枠受験者の増加及び入学者の確保に努める予定

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

①学生確保の見通し

ア. 定員充足の見込み

収容定員に係る学則変更を申請する医学部医学科は、入学定員は医学科 119 名です。今回の新設する新潟県地域枠の増員 2 名については、新潟県出身者に限定せず、全国から広く募集することにより多くの志願者を得ることができると考えます。

イ. 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

本学科の過去 5 年間の入学志願状況は、入学試験志願者数推移（資料 1）のとおりとなっています。

令和元年度は、不適切入試の件で志願者が一時的に大幅に減じたものの、令和 2 年度は実質倍率として、一般入試 9.4 倍、センター利用入試 7.5 倍、推薦入試 3.5 倍となりました。令和 3 年度は、一般入試 5.6 倍、共通テスト利用入試 17.3 倍、推薦入試 4.1 倍の実質倍率と充足し、入学生の質は確保できており、安定的に定員を充足することができると予想できます。

ウ. 学生納付金の設定の考え方

授業料等学納金からみて全国の 31 医科大学の中では、11 番目に位置しており十分に志願者が見込まれます。

また、令和 4 年度からは、本学科の初年度納付金が高額であったため、保護者の学資の負担が大きいと考え、6 年間の総額を変更せず、初年度の納付金を抑える変更を行うことにより志願しやすくなるよう改定します。

②学生確保に向けた具体的な取組状況

新潟県内の高校生については、県と協力し ZOOM 等の on-line での環境も利用して県内の高校への説明、周知を行い、県外の医学部志望の高校生にはダイレクトメールや各種媒体を利用し周知します。

また、コロナ禍において、対面のオープンキャンパスの実施ができなくなったため、WEB オープンキャンパスを行い、座談会をアップする等の様々試みを行い、本学の良さを伝えています。学外で開催されている業者主催の各種進学ガイダンス・説明会にも積極的に参加し、首都圏を中心に、地方においてはオンライン参加、資料参加等に対応しています。

これらにより県内はもとより、県外からも志願者を期待することができ、十分な志願者を確保するとともに、募集定員を充足できると考えています。

(2) 人材需要の動向等社会の要請

①人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

建学の精神は、「自主自学」であり、校是として「正義・友愛・奉仕」を掲げています。アドミッションポリシーにもあるように、自ら積極的に学ぶ意欲があり、社会に貢献しようとする熱意のある人を求めています。

6年間のカリキュラムは、自主性を重んじた教育を実践し、課題解決型の授業を取り入れることで、自ら考え、問題解決ができる総合的な力を養います。また、低学年から臨床実習を継続することで、臨床力を高めると共に、態度教育にも力を入れています。

このような教育を通じて、自ら学んだ知識と知恵を駆使し、高い倫理観に基づいて、患者さん一人ひとりを尊重し最善の道を探求し続けること、すなわち本学のミッションである「患者と共に歩むことのできる医療人」に成長してもらいたいと考えています。

②上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

地域における医師不足、医師の地域偏在の解消は、大きな課題です。特に新潟県は医師不足が顕著で、県内の各二次医療圏の医師も不足し、また、シーリング対象の診療科の全ての診療科において医師の養成数が不足している状況です。

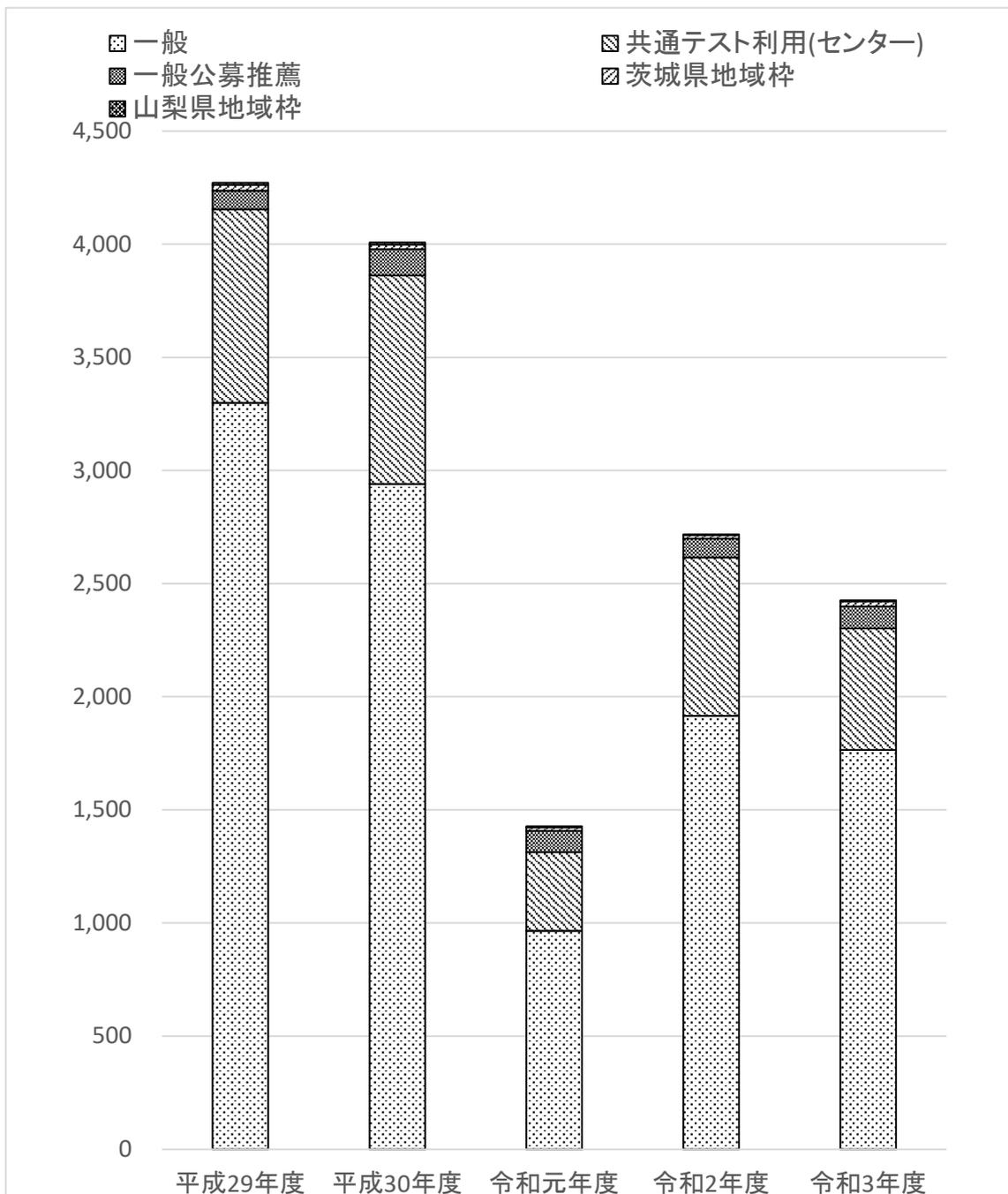
本学は、開学以来、多くの優れた医師を輩出しており、今後も社会の要請に対して地域に貢献する医師を輩出し続けていくことが本学の使命であると考えています。

(資料1)

東京医科大学

入学試験志願者数推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般	3,299	2,940	966	1,916	1,765
共通テスト利用(センター)	855	922	347	700	537
一般公募推薦	83	116	95	83	97
茨城県地域枠	24	20	15	15	22
山梨県地域枠	11	9	5	3	5
計	4,272	4,007	1,428	2,717	2,426



教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
1	学長	ハヤシ ユキヨ 林 由起子 (平成30年10月)		博士(医学)		東京医科大学 学長 (令和3.9~令和6.8)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。